

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	見解 (修正の有無)	計画(案)修正
1	P.2	第1章 計画策定の背景	“作業の進捗状況や空間放射線量の推移等を踏まえ、必要に応じ見直しを行います。” 重要な事であるので、“必要に応じ見直し”ではなく“毎年度・見直しを行い計画の有効性を再確認する”	「毎年度」としますと、1年に1度、決められた時期に見直しを行うような硬直感も考えられることから、むしろ「必要に応じ」としています。	無	
2	P.2		“平成23年10月21日に「流山市放射線量低減計画」を策定しました” 策定し推進した。ではないかと思う	流山市放射線量低減計画を作成し、これに基づく放射線量を測定し補正予算に反映させる等推進してきたので、御指摘を踏まえ変更しました。	有	P.2「策定しました。」を「策定し、推進しました。」に修正しました。
3	P.2		“「汚染状況重点調査地域」に流山市が指定された” いつ「汚染状況重点調査地域」に流山市が指定されたかを追記する	御指定を踏まえ、汚染状況重点調査地域に指定された具体的な日を追記しました。	有	P.2の4行目に「平成23年12月28日に」を追記しました。
4	P.2		除染実施計画策定の企画を含め、事故後の環境放射能対策に関する市当局の取り組みは適切である。・除染措置の実施に際しては、福島県の高汚染地域に比べ本市の汚染が低度であることに留意し、福島県における除染方法をそのまま適用すべきかどうか十分考慮すべきである。	御指摘のとおり、福島県における除染方法をそのまま適用するのではなく、第6章に記載した方法により除染を進めていきます。	無	
5	P.2		「これまでに前例のない取り組みであるため、その有効性などを検証し、効果的・効率的な方法を見極めながら実施していく必要があります」とありますが、この間のとりにくみでどのように「検証」されているのでしょうか。教えてください。	除染作業の前後で測定し、その方法でどの程度空間放射線量が下がったのかを検証し、今後の除染に活かしていくことを考えています。	無	
6	P.2	第2章 流山市の状況	「(1)流山市のこれまでの対策」の冒頭部分に、3月から4月にかけて市民からも放射線量の測定の要望があった旨を記載すべき。具体的には、「事故発生を受け、」の後に「3月から4月にかけて市民からすみやかな情報提供と放射線量の測定の要望がありました。十分な知見もなく当初の対応が不十分だった側面は認めません。しかし、」を追加願いたい。 (理由) 当初は放射能問題について流山市としての危機意識が欠如しており放射線量が高いことについて、市民への情報提供や測定を直ちに行わなかったことなど、適切な対応が遅れたことを率直に反省するべき。謙虚な姿勢があればこそ、市と一緒に前向きに対策を行おうという意識が市民に生まれると考える。	流山市は、P.2のとおり、市独自の測定や子どもたちが多く利用する施設における放射線量低減策、国や県への要望など、放射能対策に取り組んできました。	無	
7	P.3		「今後は、同法に基づき除染を進めていきます。」の後に、「また、市の将来を担う子供たちのために必要な除染対策を進めていくこととします。」を加えるべき。 (理由) 流山市放射線量低減計画には、特措法に基づく除染以外の対策も含めるべきであると考えられるため。	本計画は、流山市が放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域に指定されたことにより、作成する法定計画であるため、原則、法に基づく内容で作成しておりますが、P.4(1)目標に、「本市独自の取組みとして、子どもが多く利用する施設については、上記に加えて高さ5センチメートルで毎時0.23マイクロシーベルト未満となるよう対応を図ります」とし、加えてP.5の優先順位として、「子どもの生活環境であるところの放射線量が高い施設から優先的に除染を実施していきます」と明記しています。	無	
8	P.3		この文面では、「放射線量は自然減するのに、市民が心配するから除染をする」という意味になります。本来の除染の目的は「市民の健康を守り、安心して暮らせるため」ではないでしょうか。安全～心配まで、市民にはいろいろな考えの方がいることはわかりますが、東電や国に補償を請求する上でも、これから除染を進めていく上でも、この問題に取り組む際の市の姿勢は、そのリーダーシップを問われているという意味でとても重要だと思います。今一度、ご検討ください。	当初計画案においても市民が心配するからということではありませんが、御指摘を踏まえ変更します。	有	P.3の「子どもをはじめ市民の皆さまが安心して暮らせるように」に修正しました。
9	P.4	第3章 除染等の措置等 の実施に関する方針 (1)目標	独自の取組みである高さ5センチメートルでの毎時0.23マイクロシーベルト未満対応について、優先順位はあると思いますが目標としてはすべてを対象としていただきたいです。特に「通学路」及び「子どものいる民有地」については「子どもが多く利用する施設」と基準は同等である必要があると考えます。 ご存知かとは思いますが、高さ1メートルで0.2マイクロシーベルトあれば、地表では0.4～0.6マイクロシーベルトはあると思います。(同様1件)	本計画は、法定計画であるため、原則、法に基づく内容で作成しており、子どもが多く利用する施設については、P.5のとおり、成人に比べて放射線の影響を受けやすい子どもの生活環境を考慮し、国の基準より厳しい流山市独自の目標を設定し、市の単独財源負担も予定していますが、民有地においては、国の基準に従い対応を図ります。	無	
10	P.4		目標値達成の努力については、費用対効果を勘案して実施すべきであり、この旨を追記すべきである。 地上高1m、0.5m、0.05mのいずれにおいても0.23マイクロシーベルト/時を目標とすることは、幼児・低学年児童等への配慮としている点評価できるが、それぞれの地高における大地からの放射線量(考え方の中に0.04マイクロシーベルト/時とあるが地高が不明)を明らかにすべきである。	費用対効果を勘案することは、重要だと考えておりますが、本計画では、子どもの追加被ばく線量をできる限り減らすため、特に子どもが多く利用する施設については、全ての施設を対象とすることとしています。また、大地からの放射線量については、原発に関係なく、自然界に元々存在するものですが、市では高さについては、把握しておりません。	無	

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	見解(修正の有無)	計画(案)修正
11	P.4		<p>1. 年間1mSv基準、毎時0.23μ Sv⇒毎時0.12μ Svへの見直し要請について今回採用された基準は、屋内の遮蔽効果を考慮した係数:0.4を乗じた値(0.19×0.4=0.076μ Sv/時)として換算されています。しかし、流山市域の屋内の放射線量実測値は、0.1μ Sv/時を上回っているのが現状です。そこで、以下の式を基に、基準を改めていただきたいです。            年間1mSv=1000μ Sv、1年365日×24時間=8760時間  <math>1000 \div 8760 = \text{毎時} 0.12 \mu \text{ Sv}</math>            以上より、国の基準:毎時0.23μ Svよりさらに厳しい毎時0.12μ Svを目標値としてご設定いただくことを希望いたします。(同様1件)</p> <p>2. 除染計画の見直しについて            1.の提案値をもとに、以下の除染計画見直しを要請します。            ①幼稚園、小学校、公園等の除染を進める際は、毎時0.12μ Sv以下の達成を目指す。            ②各エリアの中心部分のみならず、子供たちが行きそうな隅の部分も測定を実施し、測定結果をもとに、除染を進める。</p>	<p>本計画は、国の放射性物質汚染対処特措法に基づき作成する法定計画であり、測定については、国の基本方針や基準、国の除染関係ガイドラインを踏まえて実施していきます。</p>	無	
12	P.4		<p>「ICRP(国際放射線防護委員会)勧告に示された目安を尊重」する方針が示されています。ICRPが依拠する研究は、ABCC(原爆傷害調査委員会)と後継の放射線影響研究所が広島・長崎原爆の初期放射線による影響、つまり内部被ばくを受けた被爆者を対照とすることで内部被ばくの影響を差し引いた初期放射線の影響を調べた結果です。ICRPの基準を放射線防護の基準とすることはできません。しかし、除染実施計画案では、ICRPの基準である年間1ミリシーベルト(自然界及び医療からの放射線量を除く)以下を採用しています。ICRPの同基準は外部被ばくと内部被ばくを合計したものであるはずですが、環境省の外部被ばく基準、厚生省の内部被ばく基準ともに年間1ミリシーベルト以下であるため、除染実施計画案では内部被ばく基準を示していませんが、国の基準に従えば計2ミリシーベルトということになるでしょう。ドイツ放射線防護協会が勧告している年0.3ミリシーベルトと比べかなり高い基準です。4ページ            不十分なICRP基準に従う場合でも、内部被ばくを考慮しなければなりません。除染実施計画案では外部被ばくのみを基準として毎時0.23マイクロシーベルト以下を示しています。算定根拠の1つとして自然放射線量を毎時0.04マイクロシーベルトとしています。千葉県であれば佐倉市のように毎時0.033マイクロシーベルトを採用している自治体もあります。「自然放射線」の中には核実験や原発の通常運転で排出された放射性物質の分が含まれているので、そもそも「自然放射線」とは呼べません。自然被ばく線量:1時間当たり0.033マイクロシーベルト</p>	<p>本計画は、流山市が国の放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域に指定されたことにより、作成する法定計画であるため、法に基づく項目で作成し、国の基本方針に基づき、追加被ばく線量を年間1ミリシーベルト以下とすることを目指します。</p>	無	
13	P.4	第3章 除染等の措置等の実施に関する方針 (1)目標	<p>国の放射性物質汚染対処特措法に基づく除染関係ガイドラインである毎時0.23マイクロシーベルトについては、これを達成すれば安全、というわけではありません。子どもは放射能に対する感受性が高いことから、できるだけ被ばく量を低減することが必要となります。この考え方を除染計画に明記することを要望します。(同様3件)</p>	<p>P.5(3)優先順位及び汚染の状況に応じた除染方針のイにおいて「子どもの追加被ばく線量をできる限り減らすため」と明記しています。</p>	無	
14	P.4		<p>内部被曝の極小化を目指すことも今回の除染計画に含める必要がある。(同様4件)</p>	<p>本計画は、流山市が国の放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域に指定されたことにより、作成する法定計画であるため、法に基づく項目で作成しています。            なお、内部被曝については、事故当初の急性期は放射性物質が体内に取り込まれる経路としては、呼吸や飲食物からの摂取が大部分であり、時間が経過した現在では水や飲食物は基準値が設けられ、流通しているものについては心配ないと考えています。セシウムが付着した空気中のほこりについても、専門家の見解では「大気中の再浮遊の放射性物質による被ばく量は外部被ばくの2~4%程度」とかなり低い被ばく量で人体への影響は低いものと考えられ、今後除染を進めていく中でさらに低減されていくものと考えています。</p>	無	
15	P.4		<p>ここに記載されている目標(毎時0.23マイクロシーベルト)は、平成25年までの一時的な目標値であると理解しております。そもそも原発事故発生前の放射線量(毎時0.04マイクロシーベルト)に戻るのはいつ頃となる試算なのか、また流山市では、いつ頃までに原発事故発生前までの放射線量とすることを旨とするのかを記載いただきたいと思えます。(同様4件)</p>	<p>本計画は、流山市が国の放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域に指定されたことにより、作成する法定計画であるため、法に基づく項目で作成しています。            また、原発事故発生前の放射線量の把握は、市では行っておらず、正確には困難であることから、原案のとおり記載しています。</p>	無	
16	P.4		<p>幼稚園、保育所、小・中学校について            地上高さ5センチで毎時0.23マイクロシーベルトを目指すという事ですが、現時点でその数値を下回っている施設についても公平に除染作業実施を希望します。            子供達が長い時間を過ごす場所なので事故前の放射線量に戻す努力を続けて頂きたいです。(同様3件)</p>	<p>子どもが多く利用する施設については、現時点で目標値を下回っている施設についても、表土除去等の除染を行います。</p>	無	
17	P.4		<p>高さ1メートル(幼児・低学年児童等の生活空間を配慮し、小学校以下では高さ50センチメートル)で毎時0.23マイクロシーベルト未満を目指します。さらに、本市独自の取組みとして、子どもが多く利用する施設では、上記に加えて高さ5センチメートルで、毎時0.23マイクロシーベルト未満となるよう対応を図ります。            ◆上記、毎時0.23マイクロシーベルト未満を「目指します」と「対策を図ります」との記述の違いがあり、対策が異なる印象を受けます。対策・目的の違いがあるのであれば明確に、違いが無いのであれば文言の統一をしていただきたい。目指すのではなく、対策を図り結果を出さなくては何の意味もありません。</p>	<p>国の法律、基本方針に基づくものとして、「目指します」とする一方、子どもが多く利用する施設については、必ず除染を行いますので、「対応を図る」とし、市独自の対応を書き分けています。</p>	無	

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	見解(修正の有無)	計画(案)修正
18	P.4	第3章 除染等の措置等の実施に関する方針(1)目標	5センチメートルの測定はサンプリング測定なら意味がない。やらなくてもよい。 流山市除染実施計画(案)第3章(1)目標の「さらに、本市独自の取組みとして、子どもが多く利用する施設では、上記に加えて高さ5センチメートルで、毎時0.23マイクロシーベルト未満となるよう対応を図ります。」は、あまり意味がないと思います。市としてより厳しい基準を使いたいのなら、50センチまたは1メートルでの測定で目標線量を下げることの方が実質的だと思います。理由は以下のとおりです。 地面が薄くほぼ一様に放射性物質に汚染されている場合(現在流山市が置かれている状況)放射線量はあまり高さに依存しない筈です。また、高さを低くして計るとより直下の地面の汚染の影響を受けることになるので、たまたま測定地点直下の地面の汚染が高ければより高い数値が出て、たまたま測定地点直下の地面の汚染が低ければ低い数値が出るでしょう。5センチでの測定が各施設毎に数点のサンプリングによるものであれば、その値をもって施設の代表的な値とするのには無理があると思います。施設毎数点のサンプリング測定に関してはより広範囲の影響を反映する高さ50センチないし1メートルでの測定が適当でしょう。勿論、除染を行う過程で局所的に高汚染の場所を探すために側溝など狙いを定めて高さ5センチの測定をすることは有効でしょう。サンプリング測定としての5センチの測定に意味があるかについては、是非改めて専門家の助言を受けて下さい。(同様1件)	子どもが多く利用する施設については、流山市は独自の目標を設定しましたが、数値の算出の仕方については、国の考え方に基づいています。	無	
19	P.4	第3章 除染等の措置等の実施に関する方針(2)除染実施計画期間	記述“計画期間は、平成23年度から平成25年度までとします。” 除染の目標の達成見通し・除染の効果が検証されていない現状ではこの記述は好ましくない。“目標の達成と除染効果が達成できる前提で計画期間は、平成23年度から平成25年度までとします。”が好ましい。	本計画は、国の放射性物質汚染対処特措法に基づく、法定計画であるため、法の基本方針と合わせ、計画期間を平成25年度までとしています。	無	
20	P.5		P5第3章(3)ア除染の優先順位 通学路の場所について明示してください。歩行者が通行する道路はすべてが通学路となりえますので対象としてください。	本計画でいう通学路は、「学校の周辺」を指します。	無	
21	P.5		「上記以外の公共施設等」について これに属しているスポーツ施設のうち、総合運動場、上耕地運動場等の屋外施設については、部活動や地元少年スポーツ団体が使用することが多いため、優先順位の考慮が必要と考える。(対外試合などは市民以外でも利用している)校庭等と同等の配慮を願いたい。	まずは、子どもが長い時間滞在する施設から優先的に除染を実施していきます。	無	
22	P.5	第3章 除染等の措置等の実施に関する方針(3)優先順位及び汚染の状況に応じた除染方針	・対策実施に向けて優先度(◎、○)を設定することは適切である。 ・これに加えホットスポット(周囲に比べ線量値が高い場所)を指定し、除染対象はホットスポット優先と追記すべきである。 ホットスポットの指定は、目標線量値の倍数(例えば2倍、1.5倍など)を目安に行うべきである。	御指摘を踏まえ、側溝や雨樋等の局所的な地点の線量が周辺と比べて高い地点については、必要な対応を追記しました。	有	P.9の表の下に「(*)側溝や雨樋下等の局所的な地点の線量が周辺と比べて有意に高く、毎時0.23マイクロシーベルト以上の地点に対しては、除染を行います。」を追記しました。
23	P.5		「市独自の目標値」とは、高さ5cmで毎時0.23マイクロシーベルト未満という理解でよろしいでしょうか。P5以前に「市独自の目標値」という言葉がないため、明記していただきたいと思えます。子どもが多く利用する施設を最優先とすることには賛成です。(同様1件)	市独自の目標値は、P.4第3章(1)に明記しているのとおりです。	無	
24	P.5		除染方針について、「子どもの放射線量をできるだけ減らすため、子どもが多く利用する施設(列挙省略)すべてを対象とします。」を「子どもの放射線量をできるだけ減らすため、放射線量にかかわらず子どもが多く利用する施設(列挙省略)すべてを対象に除染します。」とされたい。 (理由) 本文のままでは、子どものための施設はすべて除染するように書かれているようで、実は除染方針の対象としているだけともとれるため、すべて除染するという意思を示すべきと考える。具体的な除染方法は別途考えればよい。	除染等の措置については、原則として、除染関係ガイドラインに示す方法及び放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱の中から必要なものを選定し、実施するため、「放射線量にかかわらず」と計画に記述しておりませんが、公園を除く子どもが多く利用する施設は、全てを対象として除染します。	無	
25	P.6	第4章 除染実施計画の対象となる区域	流山市の現状を明示すべきである。 第4章対象区域において、流山市全域を対象にする理由として①文科省のデータと②計測値(地表から高さ1メートルで0.23μSv)をあげている。最近の実測値を集約して(例えば、最高値、最低値と分布*1)示す方が除染の程度、必要性が理解しやすいのではないか? *1 例えば、総データ数を示した上で、0.1μSv以下、0.1~0.23未満、0.23~0.5未満、0.5~1未満、1以上の測定データ数を示す、或いはマップで示す。 ①を見ると北部地域は0.1~0.2となっており、除染対象区域を市全域対象とするには無理があるデータではないか?しかも9月のデータであり、P.3には物理的減衰が半年で1割となっていると現時点では更に低くなっていると考えられる。最近の実測値を、しかも除染の1つの判断基準となっている地表から高さ5cmのデータも明示すべきである。	文部科学省の航空機モニタリングの調査では、北部地域は毎時0.1~0.2マイクロシーベルトでしたが、流山市がその後行った測定結果では、毎時0.23マイクロシーベルトを超えておりましたので、P.6のとおりとしています。	無	
26	P.7	第5章 除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域	“これら以外の場所については、市民や所有者の協力が不可欠です” “市民や所有者の協力”とは具体的には何が期待されているのか不明確である。もっと具体的な協力の例を示す。(同様5件)	市民、所有者の方々のご協力の具体的内容については、現在検討中で、今後、できるだけ早くお示ししたいと考えています。	無	
27	P.7		第5章 除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域 タウンミーティングでも話がありましたが、流山市が主体で行える箇所と、国土交通省の管轄となる江戸川土手や、千葉県管轄となる県立高等学校など、市が主体で行えないものがあることは理解できました。ですが、流山市民が利用するわけですので、市からのアプローチをもっと行い、除染に踏み切ってもよいのではないかと思います。そういう姿勢が、すみよい流山、子育てにやさしい流山となると考えます。 また、除染する施設などでマイクロホットスポットなどと呼ばれる箇所のないよう、緻密な調査、除染をお願いしたいと思います。(同様4件)	御指摘を踏まえ、P.7に「国・県の管理する土地における具体的に除染する区域、除染方法等については、今後、国・県と相談し定めることとします」と追記します。また、今後、きめ細かな測定を行います。	有	P.7の最後に、「国・県の管理する土地における具体的に除染する区域、除染方法等については、今後、国・県と相談し定めることとします。」を追記しました。

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	見解(修正の有無)	計画(案)修正
28	P.7	第5章 除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域	・子どもが多く利用する施設から市が主体となって行うのは、未来のある 子ども達からは賛成できる。市が主体的にしっかりと責任を持って実施していただきたい。これらの施設の敷地全域とか建物全体とか具体的に書いた方がわかりやすい。樹木、遊具なども対象にするなど明記すべき。(同様1件)	子どもが多く利用する施設については、第7章(2)に施設ごとの取組みを記載しています。	無	
29	P.7		P8-9第6章 除染等の措置等を実施する区域内の土地の利用上の区分等に応じて講ずべき土壌等の染等の措置 民有地について、表土除去も記載してください。土の上では表土を除去しなければ放射線量は下がらないと思われます。(同様1件)	民有地については、現在のところ面的な表土の除去は考えてませんが、局所的な高線量箇所である雨樋下の清掃等は対応を予定しています。	無	
30	P.8		・“除染関係ガイドラインに示す方法の中から必要なものを選定します。” これは誰が(市役所なのか市民・所有者なのか)方法の選定をするのかを明確に記述する	除染方法については、国のガイドライン等を踏まえ、実施主体である市等が決定します。	無	
31	P.8	第6章 除染等の措置等を実施する区域内の土地の利用上の区分等に応じて講ずべき土地等の除染等の措置	1. 道路の路面の洗浄も計画に含めること 24年1月公開の除染実施計画(案)の第6章では道路の側溝の除染は計画されていますが道路の路面の除染は含まれていません。私個人が調査した結果では側溝がない路上においても地上1メートルの空間線量が0.3μ Sv/hを越える地点を複数点確認しています。こういった場所は現計画(案)では除染は行なわれないためこの空間放射線量はそのまま存在し続けることとなります。目標とする0.23μ Sv/h未満を実現するべくブラシ洗浄するなど路面の除染も計画に含めることを提言します。	局所的に放射線量が高い側溝以外の歩道等の路面についても対応を図ります。	有	P.7、P.8「通学路(側溝)」、「側溝の清掃」を「通学路の側溝等」、「側溝等の清掃」に修正しました。また、P.20の表題の「道路(通学路)」を「通学路の側溝等」に修正し、同ページの除染方法の「側溝の清掃」を「側溝等の清掃」に修正しました。
32	P.8		“市が管理する施設の除染の実施内容及び結果については、広報ながれやまや市ホームページ等で公表します。” 除染の実施内容・実施予定日及び結果については、広報ながれやまや市ホームページ等で公表します。と追記する	除染の実施内容、日程、結果は広報ながれやまやホームページ等で公表します。	無	
33	P.10		“今後、市内の測定状況によって、スケジュールは必要に応じ見直します” 今後、市内の放射線量測定状況・除染効果検証によって、当該スケジュールは必要に応じ見直し、広報ながれやまや市ホームページ等で公表します。と追記する	ご指摘の点については、第9章のとおり対応します。	無	
34	P.10		除染等の措置 「必要な措置を取りながら実施」とのみ記載しているが、「具体的な除染対策実施場所の決定については、決定方法の基本方針を策定しこれに従い実施」を挿入すべきである。	平成23年12月の国の除染関係ガイドラインを踏まえ、除染を行います。決定方法の基本方針を別途策定する予定は現在ありません。	無	
35	P.10		具体的な除染スケジュールはこれからかと思いますが、いずれの施設についても、①除染の実施の前に一通りの放射線量の把握を行う→放射線量の多い施設から優先的に除染を行う計画とする、②計画に基づき除染を行う、③除染の結果を検証する という流れであることを明記していただきたいと思います。また、①の結果(放射線量の測定結果と除染の優先順位)、③の結果は市民への公表をお願いいたします。	除染関係ガイドラインに基づき、除染を行う場合は、ご指摘のような流れになるかと考えておりますが、全体の放射線量が高い施設から行うのか、局所的に放射線量が高いところも優先して行うことも考えられるため、明記は控えさせていただきます。 また、公表は広報やホームページ等で随時していきます。 なお、P.2に「除染については、これまでに前例のない取組みであるため、その有効性などを検証し、効果的・効率的な方法を見極めながら実施していく必要があります」と記載しています。	無	
36	P.10	第7章 土壌等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期	2年度経過後の継続対策 計画によりますと、2年度計画のようですが、もちろん、短期間での対応には賛成ですがセシウム137は半減期が30年と長いので、2年経過以降も継続して除去処理対策をお願いします(同様4件)	御指摘の点については、第9章のとおり対応します。	無	
37	P.10		「子どもが多く利用する施設」「通学路(側溝等)」の放射線量の把握・検証はスケジュール通りのH24年度の終了では短すぎる。長期間に渡って(10年くらい)頻度は少なくすることも可能)モニタリングを続けて欲しい。ウェザリングにより濃縮したり、状況が常に変わっていくからである。 除染後のモニタリングについては、市民のリソースも有効活用して欲しい。市民が高線量スポットを見つけた場合はそれを迷惑がるのではなく、必要なコストと腹をくくって向き合ってもらいたい。	放射線量の継続測定については、P.21第9章のとおり行っていきます。 市民、所有者の方々のご協力の内容については、現在検討中で、今後、できるだけ早くお示ししたいと考えています。	無	
38	P.10～20		子どもが多く利用する施設は計測、除染が平成24年度末となっておりますが、それ以後も計測を続けていただき、適宜公開していただきたいです。(同様2件)	除染作業の前後で測定し、その方法でどの程度空間放射線量が下がったのかを検証し、今後の除染に活かしていくことを考えています。	無	
39	P.10～20		公園の除染実施時期及び完了予定時期が平成23年度から平成25年度となっております。P10(1)の除染スケジュールでは、子どもが多く利用する施設の除染スケジュールは平成23年度から平成24年度となっておりますので、公園についても平成23年度から平成24年度とすべきです。もし平成25年までかかるということであればP10(1)のスケジュールを修正するか、公園を「子どもが多く利用する施設」と分けて記載する必要があると思います。(同様1件)	御指摘を踏まえ、公園の計画期間を平成24年度までとします。	有	P.15の公園の除染実施時期及び完了予定時期について「平成23年度から平成25年度」を「平成23年度から平成24年度」に修正しました。

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	見解 (修正の有無)	計画(案)修正
40	P.10～20	第7章 土壌等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期	影響を受けやすいとされる低年齢の子供のいる家庭の個人住宅も除染優先順位として高くしてください。(同様6件)	御指摘を踏まえ、民有地等の除染スケジュールを早めました。	有	P.10民有地[住宅(戸建・集合)、商業施設、工場等]の除染のスケジュールについて、平成24年度の中ごろとしていましたが、前倒しました。
41	P.10～20		(1)除染スケジュール 子どもが多く利用する施設について、もう少し詳細度の高いスケジュールを公開してほしい。また除染後の線量も合わせて公開してほしい。(情報公開は情報を整理して分かりやすく公開してほしい)(同様5件)	各施設の除染スケジュールについては、広報やホームページ等で公表していきます。 また、除染後の放射線量についても、情報を発信していきます。	無	
42	P.10～20		P.20では「道路(通学路)」は除染実施時期及び完了予定時期が平成23年度から平成25年度となっています。「道路(通学路)」が「子どもが多く利用する施設」であれば、P10のスケジュールのとおり完了予定時期は平成24年度とすべきです。また、「道路(通学路)」が「通学路(側溝等)」と同一である場合も、P10のスケジュールのとおり完了予定時期は平成24年度となるはずですが、平成25年度のままとする場合はP10のスケジュールの修正をお願いいたします。(同様1件)	御指摘を踏まえ、通学路の計画期間を平成24年度までとします。	有	P.20の通学路の除染実施時期及び完了予定時期を「平成23年度から平成25年度」を「平成23年度から平成24年度」に修正しました。
43	P.10～20		小中学校・保育所・幼稚園などについては、スケジュールの前倒しをお願いします。できれば、夏休みには全て終了することが望ましいと考えます。(同様16件)	学校をはじめ、夏休み期間までの除染を目指します。	無	
44	P.21	第8章 除去土壌の収集、運搬、保管及び処分に関する事項	収集・運搬・処分に関することが示されていないので、記載してください。 ゴミ分別と同様ということかもしれませんが、除去土壌以外の収集されたものにも記載してください。	通学路の側溝等から出る汚泥以外は、原則現場保管をお願いします。 また、除去土壌以外の落葉や剪定枝、芝等は、これまでお願いしているとおりに通常決められた日にゴミステーションにお出しください。	無	
45	P.21		公共用地等から発生した除去土壌等の保管場所について疑念があります。通学路の側溝について保管方法が述べられておりますが、通学路を除く道路の除染作業で発生した除去土壌の保管方法が述べられておりません。明記すべきと思います。	通学路だけではなく、局所的に高い線量が確認された道路の側溝についても市が個別に対応を図ります。	有	P.21「通学路の側溝等」を「通学路等の側溝」に修正しました。
46	P.21		覆土による遮蔽効果を記載いただいています。流山市は覆土厚を何cmと決めて対応するのか明記をお願いいたします。30cm以上の覆土厚としていただきたくお願いいたします。	覆土厚については、施設や住宅等の設置している環境が異なるため、すべてを30cmにすることは困難と考えられ、国のガイドラインを踏まえて対応します。	無	
47	P.21	第9章 継続測定及び計画の見直し	記述 “国の動向等により見直しを行います” 計画の見直し、については重要な事であるので、“国の動向等により見直しを行います”では市民感情からも不十分であると思われる。“国の動向等も参考に、除染計画の重要段階と各実施年度で計画の見直しを行い、計画の有効性を確保します”と追記・変更してはどうか？	見直しは、国の動向だけを考慮しているのではありませんので、御指摘を踏まえ修正しました。	有	P.21最後の行「国の動向も踏まえ、見直しを行います」に修正しました。
48	P.21		記述 “(1)継続測定・・・、(2)計画の見直し・・・” と有るが、(1)継続測定・・・、(2)除染効果有効性の検証、・・・(3)計画の見直し・・・を追記する。現段階での(2)除染効果有効性の検証が困難であれば“除染効果有効性の検証については今後、国・県と協力して検証方法を定めていく”との記述に留める。重要なことは除染方法の検証を行う姿勢である。	P.21(2)計画の見直しにおいて、空間放射線量の低減及び継続測定の結果等を評価、検証するとしており、ご指摘の点について、含んでいると考えています。	無	
49		ご意見・ご要望 ・測定方法	(1)除染対象の特定手法について 現在、市内各所において放射線量率の分布を調査するとその濃淡は非常に斑状になっており高低のあるものになっています。流山市の案では子どもが利用する施設においては5cmで0.23マイクロシーベルト以上の場合除染対象とするとしています。子どもの生活や活動を考えるとこれは大変素晴らしい基準となりますが、地上5cmの線量率となると、それはほとんど表面汚染を計測するようなもので、濃淡の違いはさらに激しくなります。この基準自体は私は強く支持するのですが、これを検出する手段はあるのでしょうか？文科省が示す空間線量のモニタリング指針を利用して公園等の代表計測点を選んで5cm 50cm 100cmと線量率計測して0.23マイクロシーベルト以上の場所を除染対象とするのであれば間違いなく高汚染の場所を取りこぼします。地面をなめるようにサーベイを行わなければ、市の除染事業を実施したのちに市民が独自計測をして高汚染の場所を発見、再除染作業の要請となってしまう効率の方法は確立されているのでしょうか？今回の除染実施計画を完遂するためには代表点計測での絞り込みではなく、面計測を実施し、対象施設の精密な線量分布を把握することが必要であると考えます。	市も国のガイドラインを踏まえ、できる限り細やかな測定を行い、局所的に高い放射線量の箇所を探しながら、除染に取り組みます。	無	
50		ご意見・ご要望 ・除染方法	「高圧洗浄、ブラシ洗浄、および表土除去、枝葉剪定等」について 高圧洗浄、ブラシ洗浄による汚染水や発生物、および表土除去による土埃、枝葉剪定等による木屑の飛散等の十二分に配慮が必要と考える。 今までの公園清掃などに用いてきた、風を起こして落ち葉を集めるような手法には不安を感じる。震災前とは違う手法を用いるべきである。(あわせて、マスクをしていない作業員も目立つ) しっかりと養生の上で行い、周辺住民や通行人が浴びないような配慮をしてほしい。(作業当日の洗濯物の外干し、外出など生活面への配慮も含め。また強風など天候の配慮も必要) 特に枝葉剪定、落ち葉の除去、除草については、植物の成長にとまない定期的に観察が必要と考える。 (翌年以降も除染対象となるのか否かの判断)	除染等の措置については、原則として、除染関係ガイドラインに示す方法及び放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱の中から必要なものを選定し、実施します。	無	
51		ご意見・ご要望 ・除染の際の留意事項	飛散の可能性が高い部分の除染について 道路やコンクリートに付着した物は容易にはとれませんが、土の部分に付着したものは1月の稲毛にある日本分析センターの記録でもあるように飛散しています。(http://www.jcac.or.jp/lib/senryo_lib/taiki_kouka.pdf) 土や落ち葉のある林や民家の庭、校庭、公園を優先的に実施するスケジュールには見えません。考慮すべき事実の認識が足りないと思われます。	P.5、P.8のとおり除染していきます。	無	

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	見解 (修正の有無)	計画(案)修正
52		ご意見・ご要望 ・除染の際の留意事項	除染にあたって空気中への飛散防止策は十分なのか。報道等においても効果的な除染方法はまだ実験段階のようですが、 実際の方法については確定しているのでしょうか。	市のホームページ(健康増進課の「放射線に係る健康相談Q&A」Q3A3のとおり、「日本原子力学会から発表された資料によれば、屋外にいて舞い上がった砂埃を吸入したと想定した場合の内部被曝線量は、地面に降下したセシウムによる外部被曝線量の数%以下に過ぎません。」とされていますが、国の「除染関係ガイドライン」に従い、除染作業中に砂や土煙が周辺に飛散しないように努めます。	無	
53			昨年9月に「通学路における放射線低減マニュアル」で、保護者協力により除染が行われ、10月21日「流山市放射線量低減計画」でも保護者協力が前提でした。「学校の除染に出たが妊娠してたことが分かり心配」という声を聞き、二次被害を起ささないよう、教育委員会に申し入れました。10月28日の流山市のホームページから保護者の協力を求めた記述が削除され、11月7日の新聞報道では、「流山市立学校除染、業者に全面委託へ保護者協力撤回 汚染懸念に配慮」とありました。除染作業は、予防原則に則って、徹底した安全対策をとるよう求めます(同様4件)	除染作業における安全対策については、国の「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則(除染則)」を踏まえ、今後対応します。	無	
54		ご意見・ご要望 ・公共施設の除染	私は鎌ヶ崎に住む流山市民です。小学校、幼稚園など子供を優先に考えた除染作業には賛成です。子供を持つ親として非常に安心です。是非前向きに対応をご検討ください。ただ、人権費や労働など、非常に大変な状況だとは思いますが市の所有地についても測定、除染を進めてください。私の家の横は市の所有地になっています。木が覆い茂った森です。メディアの情報などからも木やその落ち葉、土壌で高い放射線量が検出されていると聞いています。まだうちには5、3、1歳の3人の子供もおり、非常に毎日が不安です。今すぐには言いませんが、せめて市の所有地は市の方で責任を持って、測定、除染を実施してもらえないでしょうか？測定し、住民にその結果を報告していただけるだけでも住民は安心です。ぜひご検討してください、きっと同じように市への要望を持っている人がいると思います。	市が管理している施設及び土地については、P.7、P.10の「上記以外の公共施設等」とおり、今後測定を実施し、必要に応じて除染を実施します。	無	
55		ご意見・ご要望 ・費用補助	民有地除染について 費用補助や情報開示 今回の計画では公共施設の除染を対象としていますが、民有地で汚染物質が出た場合、現地埋設を基本として対応することは仕方が無いのですが、そのために購入する資材や作業にかかる費用として市で補助していくことは検討していただけないでしょうか？また、汚染土の除去や保管方法のマニュアル等を市で作成し公開していく予定は無いのでしょうか？以上何卒よろしくお願いいたします。(同様14件)	民有地に関するマニュアルを今後市で作成予定であり、その中で検討します。	無	
56		ご意見・ご要望 ・民有地の除染範囲	民有地の除染ですが住民票は登録されているが空家になっている場合もの除染についてもれなく行われるよう、お願いいたします。(同様1件)	ご指摘につきましては、今後検討していきます。	無	
57			子供が多く利用する施設は周辺100メートル程度でもできれば市が優先的に除染してほしい。 放射線(ガンマ線)は空気中を50～100メートルくらいはあまり減衰しないで飛びますので、施設内だけ除染しても施設内の線量があまり減らない場合が考えられます。そのような場合は、周辺100メートルの地域をできれば私有地も含めて市で優先的に除染してほしいと思います。	ご指摘につきましては、今後検討していきます。	無	
58		ご意見・ご要望 ・除染結果の評価	除染を実行されるに当たっての要望は、除染作業後に第三者機関等の評価を公表して、効果測定等でより効果的な対処法を随時検討していただければと希望します。	原則として、国の「除染関係ガイドライン」に示す方法及び「放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱」に基づく除染を行っていきます。	無	
59		ご意見・ご要望 ・埋設方法	個人による自主的な汚染土壌の埋設には一定の制限を設けること また、個人による自主的な除染活動の結果、生じた汚染土壌を自らの土地に埋設することも予想されます。市が把握しない埋設地点が存在することも好ましいことではありません。所有者の世代交代、売買によって所有者が代わることで汚染土壌を埋設したことが忘れ去られる恐れがあります。自主的な活動による汚染土壌の埋設については報告義務を課すなど一定の制限を設けることも考慮すべきと思います。(同様1件)	民有地に関するマニュアルを今後市で作成予定であり、その中で検討します。	無	
60		ご意見・ご要望 ・除染の際の留意事項	P10で優先度○の項目については、なぜ除染実施計画がないのでしょうか。とくに住宅については、子どもが毎日過ごす場所であることから、除染が実施される時期およびそれまでの対応方法/留意事項が大変気になります。明示をお願いいたします。	民有地については、まずお子さんがいらっしゃる家庭を優先して測定の受け付けを4月から開始する予定です。(詳細は3月21日の広報特集号をご覧ください。)	無	
61		ご意見・ご要望 ・民有地の中の優先順位	当マンションは315世帯を擁し、未就学児、小学生といった子供が多く暮らしています。また、マンション敷地内に公開広場や中庭、遊具等、子供が利用する施設を備えています。上述した02/09(木)の測定による結果、敷地内各所において地上1mで0.3μ Sv/hを超える比較的高い値が測定されたことから、優先的に市の協力を頂きたいと考えております。	民有地の除染実施時期につきましては、第7章にあるとおり平成24年度に入ってからとなりますが、その申請方法等は、今後情報発信をしていきます。	無	
62		ご意見・ご要望 ・市民協力	市と市民が共に協力して綺麗にし、また関心を持つ事で長期的に市政への関心や市民の政治参加に繋がると考えます。限られた予算を効果的に使用するという観点、市民の当事者意識、長期的な市民の市政への関心や流山市民としての自信をもつという観点からも、市と市民団体、自治体、住民が参加、協力できる枠組みを模索して頂きたい。(同様18件)	市民、所有者の方々のご協力の具体的内容については、現在検討中で、今後、できるだけ早くお示ししたいと考えています。	無	

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	見解 (修正の有無)	計画(案)修正
63		ご意見・ご要望 ・マニュアルの作成	民地についての計画が23年度末となっているが、個人で対応したい人もいると思う。個人責任で暫定対処できるよう、先行してガイドラインを作成した方が良いと思うがどうか。 市による測定とは別に、市民や設備管理者等の測定により高い値を計測した場合に、市に連絡することで、市による公的な測定が行われるといったフローがあるとありがたい。そのためには市民・設備管理者等による測定のためのガイドラインが欲しい。(同様10件)	民有地に関するマニュアルを今後市で作成予定であり、その中で検討します。	無	
64		ご意見・ご要望 ・仮置き場の確保	除去実施計画では「除去土壌等は発生した場所で保管する」となっていますが、除去土壌等の収集、運搬、保管及び処分は、仮置き場を設置し、適切に保管してください。昨年12月、流山市に集水マスの汚泥吸い上げを申し出ていますが、いまだ実施されていません。迅速な除染が行われるためにも、汚泥、土壌、落ち葉、草木等を受け入れられる仮置き場を確保してください。(同様6件)	仮置き場の確保は現時点においては困難であると考えています。通学路等の側溝については市が汚泥を収集し仮置き場に保管する予定ですが、市の公共施設や民有地についての除去汚泥等は現場保管となります。	無	
65		ご意見・ご要望 ・放射能全般	タウンミーティングでは広報をこれ以上増やすことは難しいとのことでしたが、今後1年、集中して除染を行う訳ですから、より密な情報発信が必要と思います。安心メールで除染や測定の状況を伝えるなどでもできるかと思えます。(同様25件)	これまでも市のホームページや広報、安心メールなどで情報提供していますが、流山市除染実施計画については、3月21日に、放射能対策特集号を発行するなど、市民への情報発信に努めていきます。	無	
66			除染結果の確認 除染作業後、放射線量を地表から5cm, 50cm, 1mで測定し、効果を確認するよう義務付け、そのデータを蓄積し市内全域の分布図を作成し、公開すべきではないか？(同様1件)	除染の効果を確認するため、除染後には必ず放射線量の確認を行います。しかしながら、そのデータをもとに市内全域の分布図を作成することは現時点では考えていません。	無	
67		ご意見・ご要望 ・測定結果	放射線マップ 除染に時間がかかるからこそ、それまでの期間、無用な被爆を避けられるよう、松戸市のような(学校、公園、通学路などの)放射線マップの作成と公表を通じて、市民への情報提供をお願いいたします。その際、学校、公園の目立つ場所にマップを表示いただければ(子供を遊ばせるかどうかの)参考になります。(同様2件)	昨年からの市の公共施設等の測定結果を地図上に表示したものを市のホームページで公表しています。 現在は、各学校敷地内での測定結果をHP上で公表しています。通学路や学校敷地内の放射線マップの作成と表示については教育委員会としては予定しておりません。 現在、全公園の空間放射線量を測定中ですので、測定が完了次第、3月中を目途に公園内に、測定結果を掲示します。また、除染対象となった公園については、除染完了後の測定結果についても掲示します。なお、比較的大きな公園(2,000㎡以上)については、公園現況平面図についても掲示します。	無	
68			頻繁に測定結果をホームページで報告してほしい。 実際に線量が下がっていることも重要ですが、仮に下がっていないにしても、現在どのような除染を行っているかまたは行ってなくて、線量がどれくらいであるかを把握しておきたいので、学校・公園などの施設の線量測定は頻繁に行ってその結果をホームページで報告してほしいです。(同様8件)	今までも市内の放射線量測定結果につきましては、市ホームページや広報で公表していますが、今後とも情報発信に努めます。	無	
69		ご意見・ご要望 ・専門家協力	原発事故による「環境汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減する」とした放射性物質汚染対処特措法の目的を果たすため、除染実施計画は専門アドバイザーの指導を得ながら進めてください。(同様6件)	ご意見として、承ります。	無	
70			市独自の基準として測定高5センチメートルも適用するとしていますが、通学路については小学校周辺で測定高50センチメートル、中学校周辺で測定高1メートルとなっており、幼稚園などに対応した測定高が提示されていません。 以上をまとめると、原発事故の責任者たる国や、原発の擁護機関であるICRPに依拠するのではなく、まず科学的な根拠に基づいて放射線防護基準を策定した上で、科学的で低コストの除染方法を検討すべきです。よろしくお願ひします	P.8第6章のとおり、除染等の措置については、原則として、国の除染関係ガイドラインに示す方法及び放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱の中から必要なものを選定しますが、P4のとおり、幼稚園を含めて子どもが多く利用する施設では、国の基準以上に本市独自の取組みとして、高さ5cmで毎時0.23マイクロシーベルト未満になるよう対応を図ります。	無	
71		ご意見・ご要望 ・除染方法	除染方法 表土→集めた土を水洗いして、除染後基準値を下まわった場合、元あった場所へ戻す 枝葉の剪定→業者にまかせ葉のある樹は丸はだかにする 落葉・除草→公園・遊歩道を地域内にもつ自治会に収集する為の道具を支給して、月1回か2回町内の方をお願いして行う この際、市役所の方の応援は必ず出す 住民と一緒に気持ちが大切 雨樋。側溝→市で加圧式噴霧器(業務用)を数台購入 一ヶ月ごと又は2週間ごとに自治会へ使用回しをする 自治会に地域の広さに応じてアルバイト人件費を出し、側溝を清掃する(シルバー派遣でも同じ) 雨樋の清掃をする為の噴霧器を貸し出す(自治会を通して)市で側溝の集中口をしっかりとケアする 時間のある方とかが自分たちでできる事は自分たちで行い、費用をおさえる そのぶん学校や幼稚園などは全面的に市が行う	表土を水洗いすることは考えていません。また、公共施設においては、必要に応じて枝葉を剪定します。 市民、所有者の方々のご協力の具体的な内容については、現在検討中で、今後、できるだけ早くお示ししたいと考えています。	無	

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	見解 (修正の有無)	計画(案)修正
72		ご意見・ご要望 ・除染方法	除染方法のうち、表土除去は「子どもが多く利用する施設」のみで実施し、住宅地や山林では実施しないことになっています。子ども関連施設は面積にしてごく一部であり、放射性物質の大部分はその他の土地にあるので、子ども関連施設だけを除染しても、その他の土地から放射性物質が移動してきます。すべての土地の土壌を一齐に対象にすべきです。表土除去の方法として、上下層の土の入替え、天地返しが提示されていますが、これらは後の土地利用を考慮に入れていないものです。除去土壌は完全に生活環境から隔離し、非汚染土壌と混ぜないでください。農地の除染方法として提示されている深耕も同様の問題を抱えています。放射性物質は微粒子となって福島原発から移動してきました。膨大な量の放射性微粒子が福島県を中心に残っており、一部で表土を除去したところで、また放射性微粒子が降り積もります。除染では飛散しない形態の放射性物質による外部被ばくより、飛散する放射性微粒子による内部被ばくの防止に主眼を置き、飛散しない放射性物質の除染は後回しにし、粒径の細かい表土粒子を除去するための土壌洗浄を長期間にわたって繰り返すべきです。土壌洗浄の実験は既に福島で実施され、効果を上げている例が報告されています。	すべての土地の土壌を一齐に対象にすることは、考えておりませんが、新たな除染方法が国から提示された場合は、効果的、効率的な方法を見極めながら、検討します。	無	
73		ご意見・ご要望 ・除去土壌の管理	埋設土壌は責任者を明確にして管理して欲しい。セシウム137は半減期も30年と長いということもあり、数十年間という単位で管理を続けて欲しい。	放射性物質汚染対処特措法に基づき、台帳による管理を行います。	無	
74		ご意見・ご要望 ・除去土壌の管理	財政を確保する ・エクスプレス周辺の開発を最低限にして除染費用に回す	本計画案に係る除染費用の財源については、放射性物質汚染対処特措法に基づく国の財政措置(国庫補助)や東京電力への求償がありますが、現在国において補助金の対象範囲等が具体的に確定していない状況などから、市単独で実施する除染に関しては、市で賄う必要があります。つくばエクスプレス沿線の土地区画整理事業は、良好な市街地を形成すると共に、災害時の避難路や避難場所としての機能を持つ公共施設整備も併せて行われることから、引続き事業を推進して行くこととしています。	無	
75		ご意見・ご要望 ・ベクレルの測定	汚染状況の把握について 除染のためにはまず汚染実態の正確な把握が必要です。そのため、学校や公園などについては除染前後に土壌のベクレル測定をすることを提案します。文科省の空中からの線量測定は大まかに状況を判断するためのものであり、現実には局所的に線量の高低があることはこの間の測定で明らかになっています。またガンマ線の飛程は数十メートルあり、従って空間線量は周囲のどこから飛んでくるか特定していかないと除染の有効な対策がとれません。ウエザリング効果については雨水などによって河川から海へと流されて低減する場合がありますが、局所的にまた高線量の地点ができる可能性があり、実際に去年の台風の後にはありました。定点でベクレル測定していくことで除染の効果、ウエザリングの影響による放射性物質の移動などを絶対値で判断できるわけです。測定については、食品や水と違い総体的に数百から数千ベクレルが予想されることから、高価な機関に委託する必要はなく、安価なシンチレーション式で充分であると考えます。必要に応じて、特定地点をゲルマニウム半導体式でクロスチェックのため測定すれば良いでしょう。	国の放射性物質汚染対処特措法の基本方針、「除染関係ガイドライン」において、空間線量率を指標として用いることとされており、土壌の放射性物質の濃度測定は、現在のところ考えていません。	無	
76			ガンマ線のみでなくベータ線・アルファ線核種の有無を調査すること 内部被曝に関しては、セシウムと同時に、ストロンチウムなどのベータ線、プルトニウムなどのアルファ線の影響を考える必要があると思います。実際に飯館村など数十キロの地点で発見されており、少量とは推察できますが、どのような核種がどれだけ地域に存在するか、網羅的な調査が必要でしょう。影響の在り方については様々な学説があつて判断はそれぞれですが、まずはどれだけ存在するのか客観的な測定をしなければ議論すらできません。(同様2件)	国の見解では、福島第1原発由来の放射性物質はセシウムが支配的核種であることを踏まえ、法定計画として策定するものです。今後も国のガイドラインを踏まえ、市が保有する放射線測定器できめ細かな測定を行い、早期に除染を実施したいと考えています。	無	
77		ご意見・ご要望 ・除染費用	除染にかかる費用は、福祉など他の予算とのバランスも考えてほしい。 目標線量の設定について、身体への害を考えれば低ければ低いほどよいわけですが、より線量を下げるにはより費用がかかります。ある値より下にはなかなか下らずそれより下げるには費用が格段と跳ね上がるという大体の線量値があると思うので、実際に除染をすすめながらその値を見極めて(それは0.23マイクロシーベルト毎時より高いかも知れませんが低いかも知れませんが)そこまで下げるのが良いと思います。除染は重要課題ですが、その他福祉なども我々市民にとって重要なことなので、そちらの予算ををひどく圧迫しないように丁度良いバランスをとってもらいたいと思います。(同様2件)	除染の方法については、国の除染関係ガイドラインを踏まえて実施していきます。本計画に係る除染費用の財源については、放射性物質汚染対処特措法に基づく国の財政措置(国庫補助金)や東京電力への求償による財源が考えられますが、現在国において補助金の対象範囲等を検討している状況などから、除染による費用全てが国庫補助金などの適用を受けられるわけではありません。したがって、市単独で実施する除染に関しては、市税等で賄う必要がありますが、市民の皆さまの不安を解消し、安心につなげるためには、必要不可欠な経費であると認識しています。今後とも、国、東電、県に必要な経費を求めていきます。	無	
78		ご意見・ご要望 ・東電・国への請求	市民に除染の必要性をはっきりと示すこと。汚染状況重点調査地域に指定されているにも関わらず、広報誌において体験農園の参加者を募集するなど考えられないと思いますが。柏市や野田市と比べ流山市の対応は遅く、楽観視しているように思います。常に他の市の二番煎じ的な対応となっています。流山市が率先して対応する姿勢を見せていただけないと市長に対する評価が下がる一方です。柏市長の言葉を借りれば、「科学や政府に対する信頼が低下。市民が最悪を想定して合理的でなくても納得する放射線対策を求めているにもかかわらず、市側が、市民がまだ従来の科学や政府を信頼しているという前提で対応し、市民を納得させられなかったことが失敗。」と述べていますが、まさしく的を得た発言だと思います。また、「放射線対策をすべての施策に優先する。」と述べています。費用の負担に関しては、国及び東京電力への請求が当然だと考えます。低線量被曝が人体に及ぼす影響に関しては、分かっていることも多く最悪な事態を想定することも公の職務ではないでしょうか。	P.2や市の広報・ホームページのとおり、今後は、本計画に基づき、迅速な除染に努めます。	無	
79			東電や国の責任のなさがここまで酷い状況にしている為、安易に市民の肉体的協力をたのまないで欲しい	公共施設等については、市が除染を行います。これら以外の場所については、市民や所有者の協力が不可欠です。今後は、市民や所有者、自治会、ボランティア団体等にも協力をお願いしながら除染を実施していきます。	無	



No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	見解 (修正の有無)	計画(案)修正
80			各施設(特に子どものいる場所)に測定器を配置 学校、幼稚園、保育園、児童館等子どもがいる場所に空間放射線量測定器を配置して、目立つ所に放射線量を提示する。 通常より高めの数値の日などは、子供たちにマスクや手洗いうがいの指導を行う。	小中学校、幼稚園については、定期的に放射線量の測定を継続しています。数値の変化があれば、児童生徒への注意喚起を行っているところです。 昨年10月から、公私立保育所の保育士が簡易型の放射線量積算線量計を携帯し、測定をしています。 児童館では子どもたちに屋内での遊びを引き続き指導するとともに、空間放射線量の測定を必要に応じて随時行いその測定結果値を公表し、子どもたちに安全で適切な指導を行っていきます。	無	
81			子どもの施設などの除染計画は24年度一杯かかるようですが、それまでの間の外遊びなどの注意事項を各先生方や子ども達に徹底して下さい。	屋外活動における留意事項については、引き続き各学校に周知していききたいと思います。 公私立保育所では、外遊びの時間を少なくする、うがい・手洗いを徹底するなど、現在でも実施している注意事項を、今後も徹底します。	無	
82			「流山市除染実施計画案」を作成し、市民の意見を聞く場を設けていただき、ありがとうございます。「これまでに前例のない取り組みである」放射能を除染し、流山市民の安心安全をどう確保するのか、この「案」を、期待をもって読みました。以下、若干の意見をお伝えします。 「子どもが多く利用する施設では、～高さ5センチメートル」での測定し、0.23マイクロシーベルト未満となるよう対応を図る」など、市独自の姿勢で臨まれたことは素晴らしい事です。 ただ、「公立」「私立」を区別し大幅な時間差を設けて実施、または、実施しようとしていることは、残念でなりません。どちらに通園、通学しようとする大切な子どもたちですから。(同様2件)	公立・私立問わずに放射線量が高い施設を優先として、実施していきます。	無	
83		ご意見・ご要望 ・子どもの施設全般	砂場の砂の入替えを測定を待たずして、即刻実施する。 放射線量が高いことは、もはや明白であることから、放射線測定を行って時間、コストをかけることは無意味である。 また、一般的に教育レベルが高いとイメージされているであろう自治体の一部では、流山市よりも線量が低いにも拘らず、迅速に砂場の入替えを行っている。「学ぶ子にこたえる、流山市。」を標榜する流山市が、この点において劣後することはあってはならないはずであり、また、現実問題として、今後、砂場用の砂が品薄になることも十分考えられるため、即時実施すべきである。	砂場の砂の入れ替えについては、再汚染を防止するため、他の除染と同時に実施します。 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染関係ガイドラインで、除染効果の確認が求められていることから、放射線量を測定し、除染を実施してまいります。 現在、全公園の空間放射線量を測定中ですので、その結果、高さ5センチメートルで、毎時0.23マイクロシーベルト以上の公園については、砂場を含め、平成24年度中に除染作業を実施します。	無	
84			表土除去はすべてに対して漏れなく実施してください。屋根がある等の特殊な場所以外、もはや放射線量の低い土地はないはずです。 また、すべてについて、「必要なものを選定します」と記載してありますが、できることはすべて実施してください。(同様8件)	子どもが多く利用する施設である小学校、中学校、保育所、幼稚園、学童クラブ、子どもの遊び場、知的障害児通所施設、児童センターの78施設全ての建屋の洗浄や敷地内の表土除去を実施します。	無	
85			4月までに十分な再飛散対策を講じることができない場合は、強風の日には、子供らを屋外で活動させない旨、保育園から高校等に至る全ての教育機関に要請する、更に、流山市の安心メール等で強風に関する予報を発信し、マスクの着用等を市民(保育園)に呼び掛ける、等の対策を実施すべき。(同様3件)	児童生徒の屋外活動については、常時、活動後の手洗いうがい等の励行を行っています。また、土埃等が上がる中での活動はできるだけ控えるとともにマスクの着用についても引き続き呼びかけていきます。	無	
86			全幼稚園・保育園・小中学校の校庭の重機による校庭の表土除去をよろしく願ひいたします。(1日でも早い除去お願いいたします。)(同様3件)	全公私立保育所の表土除去を実施します。 全ての小中学校、幼稚園で、表土除去による除染を実施します。 また、学校をはじめ、夏休み期間までの除染を目指します。	無	
87			こどもの利用する施設(幼稚園、保育園、小学校、中学校)においては、運動場で運動等をするを考えた場合、舞い上がる砂ぼこりによる内部被ばくは避けられず、市の全施設で早急に必要だと思ひます。平成24年度中ということではなく、もっと早くの実施をお願いいたします。また、今年の冬もマラソン大会等行われましたが、表土除去の完了までそのような行事への参加意思を保護者にきちんと確認するように、市から指導していただきたいと思ひます。	学校をはじめ、夏休み期間までの除染を目指します。 現在の測定値は、屋外活動を大幅に制限すべきであると判断できません。各校に於いては継続的に空間放射線量の測定を行っていますので、その結果に応じて必要な対応を実施していくこととなります。	無	
88		ご意見・ご要望 ・小学校、中学校、幼稚園関係	・何回か学校の除染活動に参加しましたが、ただ単に放射能を気にしている親のガス抜きという印象がありました。 ・除染活動のリスクを保護者に説明してください。 ・除染活動をしている横で子どもの活動(授業など)をさせないでください。 ・除染活動の際は、参加者に線量計を持たせてください。 ・除染効果の有無によらず、除染前後の線量率を具体的に公開してください。	除染後の放射線量については、市のホームページ等で公開してまいります。	無	
89			・各所の測定はどのように行われるのか。 ・「表土除去及び現場保管」について、小中学校には除染方法として明記されておらず、その他には明記されている。この違いは何か。小中学校は「表土除去及び現場保管」が選択肢としてない理解して良いか。 ・「表土除去及び客土」としても、「第8章 除去土壌の収集、運搬、保管及び処分に関する事項」に従えば、除去した表土は現場保管(原則地下保管)となるが、具体的にどのような方法がとられるのか。(同様1件)	小中学校については、表土除去による除染を実施します。除去土壌の保管は、放射性物質汚染対処特措法に基づく除染関係ガイドラインに則り、校庭内に埋設し、30cm以上の覆土を施します。	無	

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	見解 (修正の有無)	計画(案)修正
90			<p>[幼稚園]                      ・表土について                      表土の除去を行っていただきたいです。天地返し等の方法も検討されているとは思いますが、子どもが砂を掘って遊ぶことや、地面から近い身長(100cm以下)を考慮していただきたいです。                      ・遊具について                      遊具は、一度でも洗浄していただけたらと思います。また、網を使っている遊具に関しては、その部分だけでも取り替えていただきたいです。                      ・植栽                      植栽の根元に放射性物質が多く溜まっていることから、植え替えが出来るものに関しては検討していただきたいです。大きくて出来ない木に関しては、剪定を行う等、放射性物質が付着したままだと考えられる葉(落葉しない樹木)を除去する方法を検討してもらいたいと思います。                      ・砂場                      砂を入れ替えてもらいたいです。                      ・通園路                      通園路(徒歩)で子どもが触れる可能性のある土砂(道に溜まった泥)に関しては、除去していただきたいです。                      ・周辺の樹木                      幼稚園に隣接する森林がある場合、市有地であることも考えられますが、敷地に近い部分に関してだけでも、剪定及び、落ち葉の除去を検討していただきたいです。</p>	<p>国のガイドラインを踏まえ、表土除去を含め除染を実施していきます。</p>	無	
91			<p>除染最優先順位ですが、子供たちの施設というのは評価します。しかし、市内の各学校の除染め順位を決める際に、5月運動会実施の学校を最優先に除染することを要望します。                      除染スケジュールの放射線量の把握とありますが、文科省の航空機モニタリングの結果、流山市がセシウムによる汚染は5万ベクレル以上というのは明らかです。                      スピーディな除染を進めるために、学校等の施設は計測を省略し、重機による全面表土除去(細かい場所は手作業による除去)を行い、除染終了後に定期的に計測していくのが最も有効だと思います。(同様1件)</p>	<p>運動会等の学校行事との調整を図りながら、除染を実施していきます。                      放射性物質汚染対処特措法に基づく除染関係ガイドラインで、除染効果の確認が求められていることから、放射線量を測定し、除染を実施していきます。</p>	無	
92		ご意見・ご要望 ・小学校、中学校、幼稚園関係	<p>「通学路の清掃活動を行ってきた」とありますが、具体的にどの場所に対して実施し、どのような結果が得られたのかについて公開していただきたい。例え細かいことであっても実績を示していくことで今後の対応方法の参考になると思いますが、市民の協力意識向上につながると考えます。</p>	<p>通学路の清掃活動は、保護者や地域の方々の協力も得ながら各学校が自主的に実施いたしました。その実績を学校のホームページ等でお知らせしている学校もあります。今後は、市が主体となって除染を進めます。実績や結果についても市のホームページ等で広く公表していきます。</p>	無	
93			<p>実際の除染作業に関しても、公園などは随時行っているという話ですが、いくつかの公園で転地返しをしたとHPで見掛けはしましたが、これから実施をするなど、それぞれ個別の情報は見ていないように思います。                      実際に学校や公園などの施設を除染する際には、付近は立ち入り禁止などの措置(放射性物質が飛び散ると思われるので)が必要になると思います。公園で砂を掘り返している横で子どもが遊んでいる、通学しているなどのことのないよう、通路を閉鎖、誘導などの措置をお願いいたします。                      また、除染について、広報に記載するだけでなく、個々の家のポストに投函する、施設、公園などの前に立て札で記載する、駅など多数の人の目に付きやすい箇所に、掲示をするなどの対策が必要だと思います。</p>	<p>小中学校の除染に際しては、除染業者が決定次第、近くにお住まいの方に各戸訪問し、お知らせ文書の配布等を行います。作業中は散水等を行い、出来る限り粉じん等の飛散防止に努めます。                      現在、全公園の空間放射線量を測定中ですので、測定が完了次第、3月中を目途に公園内に、測定結果を掲示します。また、除染対象となった公園については、除染完了後の測定結果についても掲示します。なお、工事実施の告知については、公園の位置する自治会と協議し、現地に掲示していきます。</p>	無	
94			<p>学校関係者の認識が甘いと感じる→大きな声で徹底を!</p>	<p>空間放射線量や積算放射線量の測定は、全小中学校で継続して行っています。児童生徒の活動に際しての留意点など、行事などの機会を捉え、今後も周知していきたいと思っています。</p>	無	
95			<p>除染計画とは別に、学校給食のあり方を見直すべき。他の自治体では、給食丸ごと検査や弁当持参を許可する動きがある。現在の市の対応に物足りなさを感じ、給食に対して不安を抱いている父兄は多い。</p>	<p>現在、市の購入した放射性物質簡易測定機器により、学校給食食材のサンプリング検査を実施していますが、今後、給食専用の測定機器の導入によりサンプリング検査の頻度を上げていきたいと考えています。また、現状では、子供たちの安全性の確保の観点から、喫食前の食材検査の充実重点を置きたいと考えています。なお、弁当の持参につきましては、保護者の方々からお申し出を頂いた場合は、個別に事情をお聞きして対応するよう各学校に連絡しておりますので、お子様の通学する学校にご相談下さい。</p>	無	
96			<p>「学校」                      ・情報公開が十分でないと感じる。出来るだけ保護者に除染の情報を公開するようにしてほしい。                      ・天地起こしの場合、2度目の対応が不可能になるため、汚染物は出来るだけ1カ所にまとめ埋め、埋めた場所は位置が分かるように管理してほしい。</p>	<p>除染の情報については、市のホームページをはじめ、様々な媒体を通じて情報を提供できるように取り組んでいきます。                      小中学校については、天地返しは行わず、表土除去による除染を実施します。除去土壌の保管は、放射性物質汚染対処特措法に基づく除染関係ガイドラインに則り、校庭内に埋設し、30cm以上の覆土を施します。埋設場所については、出来る限り集約し、適切に管理していきます。</p>	無	

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	見解 (修正の有無)	計画(案)修正
97			[学校] ・表土について 表土の除去を行っていただきたいです。 ・遊具について 遊具は、一度でも洗浄していただけたらと思います。また、綱を使っている遊具に関しては、その部分だけでも取り替えていただきたいです。 ・植栽 植栽の根元に放射性物質が多く溜まっていることから、植え替えが出来るものに関しては検討していただきたいです。大きくて出来ない木に関しては、剪定を行う等、放射性物質が付着したままだと考えられる葉(落葉しない樹木)を除去する方法を検討してもらいたいと思います。 ・砂場 砂を入れ替えてもらいたいです。 ・周辺の樹木 小中学校に隣接する森林がある場合、市有地であることも考えられますが、敷地に近い部分に関してだけでも、剪定及び、落ち葉の除去を検討していただきたいです。	小中学校については、表土除去、遊具の洗浄、砂場の入れ替えによる除染を実施していきます。放射線量が高い植栽の根元については、土壌除去による除染を実施していきます。樹木の伐採等は早急に行う必要はないと判断しておりますが、校庭の放射線量の測定については継続して実施していきます。	無	
98		ご意見・ご要望 ・小学校、中学校、幼稚園関係	・子どもを守るために a)柏市で行われ始めたように、検出限界1Bq以下で給食の陰膳測定をし、公表してください。また、栄養士や保護者など関係者間で、国内流通の汚染食材の情報共有がすみやかにできるようにしてください。 b)学校医に低線量被曝についての教育を行なってください。そしてその上で、子どもたちの健康調査を行なってください。 c)子どもと接する職員への教育を行なってください。 d)子ども自身への教育を行なってください。 e)汚染箇所の表示を行なってください。	a)現在、市の購入した放射性物質簡易測定機器により、学校給食食材のサンプリング検査を実施していますが、今後、給食専用の測定機器の導入によりサンプリング検査の頻度を上げていきたいと考えています。現状では、子供たちの安全性の確保の観点から、喫食前の食材検査の充実に重点を置きたいと考えています。 b)毎年、内科健診を実施しております。また、内部被ばくが心配な方には、保健センターで個別健康相談も実施しています。学校医とはこれからも情報を共有していきます。 c)市教育委員会主催での研修会を実施しました。 d)新学習指導要領の改訂に伴い、理科等の授業において学習していきます。 e)現在、全公園の空間放射線量を測定中ですので、測定が完了次第、3月中を目途に公園内に、測定結果を掲示します。また、除染対象となった公園については、除染完了後の測定結果についても掲示します。なお、比較的大きな公園(2,000㎡以上)については、公園現況平面図についても掲示します。	無	
99			予算の一部を“食材”、“給食食材”の測定にまわして欲しい(同様6件)	流山産農作物に係る放射性物質の分析検査については、今後も市が独自に導入した、簡易型分析機器による測定を継続して実施し、農作物の食の安全の確認に努めます。 現在、1台の機器で測定していますが、新たに給食食材専用の機器の貸与を受け、検体数の拡充を図ります。	無	
100		ご意見・ご要望 ・保育園関係	「8月1日 給食の献立表に納入産地の記述を開始」とありますが、私立では自主的に一部実施している程度です。民営化を進めている中で公立(全体からすれば一部)だけ実施して「実施した」としてもほとんど意味がありません。保育所(園)に関わらず、すべての機関で公私立区別なく実施してください。 「8月24、31日 簡易型放射性物質分析機器により、使用食材の放射性物質簡易検査を実施」とありますが、これも公立だけでしょか。上記と同じ理由です。また、毎日実施しているのでしょうか。現在も基準値を大幅に越えた食材が出回っているニュースを見かけます。検査を定期的実施し、産地の公開を義務付けていただければ幸いです。	公私立問わず給食の産地表示をするよう指示をしておりますが、御指摘を受け、今一度、産地表示について、周知いたします。食材の検査は、公私立保育所輪番により行っています。また、市内産の農産物、学校給食の食材について同一機器で測定しているため、週1回の割当てとなっております。	無	
101			新しくできる保育園についても、同様にすみずみまで検査していただきたい(新築のマンションが汚染されていたケースもあるので)。できれば、建物については、作る過程でのチェックを。	可能な範囲で対応します。	無	
102		ご意見・ご要望 ・子どもの遊び場関係	・表土について グラウンドがあるセンターについては、表土の除去を行っていただきたいです。 ・遊具について 外に遊具のあるセンターでは、一度でも洗浄していただけたらと思います。また、綱を使っている遊具に関しては、その部分だけでも取り替えていただきたいです。 ・植栽 植栽の根元に放射性物質が多く溜まっていることから、植え替えが出来るものに関しては検討していただきたいです。大きくて出来ない木に関しては、剪定を行う等、放射性物質が付着したままだと考えられる葉(落葉しない樹木)を除去する方法を検討してもらいたいと思います。(同様1件)	子どもが多く利用する施設である小学校、中学校、保育所、幼稚園、学童クラブ、子どもの遊び場、知的障害児通所施設、児童センターの78施設全ての建屋の洗浄や敷地内の表土除去を実施し、一つの施設を除染する際は、全体を除染します。	無	
103		ご意見・ご要望 ・公園関係	広報ながれやまの放射能除染についてを拝見し、早速メール致しました。 広報によりますと除染の優先順位は、子供が多く利用する施設を最優先に除染する。とありますが、東深井保育所の北側、流山市で管理していると思われる雑木林【緑地公園】も是非対象にして戴きたいです。例年、ドングリ拾いや昆虫採集などで多くの子供達が散策しております。また、東深井小学校の通学路及び保育所建物と隣接しております。 現在、公園内の大量の落ち葉が除去されておられません。殆どが、落葉樹のため、落ち葉を回収し撤去するだけでも、除染にかなりの効果があると思われそうですが、毎年、数回にわたって落ち葉を回収にきていた業者らしき人も昨年はなぜか見かけなくなるともなく、昨年度降り積もったかなりの量の落ち葉が現在も堆積されております。どうぞ、よろしく願ひ致します。(同様1件)	子どもが多く利用する施設である公園については、高さ5センチメートルで、毎時0.23マイクロシーベルト以上の値が出た場合には、平成24年度中に除染作業を実施します。 また、ご指摘のあった市民の森については、上記以外の公共施設等として、公園の除染完了後に実施することとします。 なお、マイクロスポットが発見された場合には、その都度対応します。	無	

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	見解 (修正の有無)	計画(案)修正
104			公園については、施設の数が多いことから、市独自の目標値を超えた公園について、広場部分の空間放射線量及び利用状況を勘案して除染を行うとされています。当会では、公園施設についても全面表土除去による除染が望ましいと考えますが、広大な面積がある上、流山市には森林のような公園も数多いことから、段階的に除染をしていくことが現実的であると考えます。 一案として、流山市を幾つかの地区に分割し、公平性を考慮しながら(ア)芝生や砂場、遊具があり、地面が土になっている公園、(イ)(森林のような公園の場合)一つの公園内でも子供たちの遊び場になっていたり、土ホコリが舞い上がる可能性があるエリア、を住民の意見を聞きながら選択し、それらの公園施設から優先的に表土除去を行って、汚染が起こる前のレベルである毎時0.1マイクロシーベルト未満となるようなクールスポットを少しずつ増やしていくことを提案いたします。 公園では、空間線量が高いマイクロスポットが見つかっていますが、(ア)市民からの通報でマイクロスポットが見つかった場合には、流山市が除染活動を行う、(イ)このような場所は速やかに立ち入り禁止にする、などが必要です。公園のマイクロスポットの除染が迅速かつスムーズに行えるよう、市民による計測⇒通報⇒市による処置、の仕組みを作ることを要望いたします。	本計画にあるように空間放射線量が高い公園から利用状況を勘案し、平成24年度に除染を行ってまいります。目標はあくまでも地表から高さ5センチメートルで毎時0.23マイクロシーベルト未満を目指します。 今後、市民からの情報に基づく措置等の仕組みづくりを検討していきます。	無	
105			【除染実施時期及び完了予定時期】平成23年度から平成25年度東初石3号公園ですが、小さい公園なのにくさんの赤ちゃんから子供たちが集まります。 この公園の杉の木の下が地上5cmで毎時2.09マイクロシーベルトと11月に発表された時は驚きました。 他のところより高い数値だと思えます。 この木の周りでも遊んでいるし、もう一つの木下でも良く遊んでいるのを見かけます。 【除染実施時期及び完了予定時期】平成23年度から平成25年度とありますが、数値がわかった時点で木の周りを囲って注意するようにしてほしいです。 今年度の早い時点で木と土壌の処分・除染をしてほしいと思いますが、難しいのでしょうか？	初石3号公園については、土の不法投棄により一部が高くなっていましたので、その部分を除去いたしました。今後、3月中を目途に公園内に、測定結果を掲示します。なお、除染対象となった公園については、除染完了後の測定結果についても掲示すると共に、工事実施の告知について、公園の位置する自治会と協議し、現地に掲示していきます。	無	
106			・公園や施設の除染を実施する場合には周辺住民への回覧板やポスティング、掲示などによる告知方法も検討していただきたいです。 (同様2件)	工事実施の告知については、公園の位置する自治会と協議し、現地に掲示していきます。	無	
107			・汚染土壌の埋設地の確保は公園の整備と合わせて計画すること 汚染土壌を埋める場所の確保が極めて困難である状況を踏まえ、これを解決するために公園の整備と合わせて計画することを提言します。 市内に存在する公園あるいは新規に公園用の土地を確保しそこを汚染土壌の埋設地として周辺の汚染土壌を集約しその上に綺麗な土で蓋をし、その上に公園を整備します。これにより汚染土壌の埋設地を確保するとともに安全な遊び場所の確保することが同時に期待できます。	公園内で発生した汚染土壌については、自区内処理を基本とし、除染方法については、表土除去及び客土、表土除去及び現場保管(上下層の入れ替え)等の中から選定して対応します。	無	
108		ご意見・ご要望 ・公園関係	公園は空間線量および利用状況を勘案して優先順位を決めるとのことだが、具体的にどのような方法で優先順位を決めるのか。優先順位については周辺人口、公園面積なども加味して設定してほしい。	現在、全公園の空間放射線量を測定中ですので、その結果、高さ5センチメートルで、毎時0.23マイクロシーベルト以上の公園については、平成24年度中に除染作業を実施します。なお、同じ自治会に複数の公園がある場合は、自治会の意向も踏まえて実施することとします。	無	
109			・表土について 公園は、小さい子どもも安心して遊べるように、表土の除去を行っていただきたいです。また、広場など重機で表土を除去することが出来るスペースがあるところはいいのですが、放射性物質は、遊具の下や、ベンチの下などで、高い値が検出されることから、細かい目線で除染を行っていただきたいです。出来れば、遊具を移動して広場とともに、表土の除去を行っていただけたらと思います。 ・遊具について 遊具は、一度でも洗浄していただけたらと思います。また、綱を使っている遊具に関しては、その部分だけでも取り替えていただきたいです。 ・ベンチ ベンチは、多くの人が休むところです。放射性物質の付着もよく考えられるので、取り替えていただきたいです。 ・植栽 植栽の根元に放射性物質が多く溜まっていることから、植え替えが出来るものに関しては検討していただきたいです。大きく出来ない木に関しては、剪定を行う等、放射性物質が付着したままだと考えられる葉(落葉しない樹木)を除去する方法を検討してもらいたいと思います。 ・芝生 子どもが座って遊んだり、寝転んだりすることがかんがえられれることから、新しい芝生に取り替えていただきたいです。(同様1件)	公園については、今ある施設や樹木等を移動しない方法で、国の「除染関係ガイドライン」に基づき、対象公園全体を除染してまいります。	無	
110			・公園については数が多く優先順位をつけての対応で止むを得ないが、すべての公園での公平性ではなく、各地区の公平性を指して欲しい。近所に除染済みの公園が1~2あればだいぶ市民も子どもを遊ばせやすい。 ・保護者によって気にしている程度も違う。特に気にしている市民向けに、他より一段と線量が低いような公園を意図的に作ることもひとつの選択だと思う。(同様3件)	現在、全公園の空間放射線量を測定中ですので、その結果、高さ5センチメートルで、毎時0.23マイクロシーベルト以上の公園については、平成24年度中に除染作業を実施します。	無	
111			保育園の散歩コースにあたる公園の除染(砂場の砂の入替え、枯葉等の除去、土壌の入替え):例えば、森の葉保育園の散歩コースとなっている第3号若葉1号緑地など。 流山市のPRの目玉のひとつである県立「市野谷の森公園」の除染を優先的に実施する。全域の除染を実施することが不可能だとしても、人が出入りすべきエリアを特定した上で、重点的に除染を実施する。	現在、全公園の空間放射線量を測定中です。その結果、高さ5センチメートルで、毎時0.23マイクロシーベルト以上の公園については、平成24年度中に除染作業を実施します。 なお、県立「市野谷の森公園」については、事業主体の千葉県が対応することになります。	無	

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	見解 (修正の有無)	計画(案)修正
112			公園については、定点測定では低い値がでて、マイクロスポットが存在することがこれまでもありました。除染の優先度を定めるにあたっては、定点だけで判断するのではなく、「高そうな場所」を探して測定し、重点的に除染することが必要だと思います。	現在、全公園の空間放射線量を測定中ですので、その結果、高さ5センチメートルで、毎時0.23マイクロシーベルト以上の公園については、平成24年度中に除染作業を実施します。	無	
113			市独自の目標値を定めて除染することには賛成です。しかし、昨年11月に三輪野山5号公園のGS側入り口で放射線量の測定をし0.9マイクロシーベルトを測定。市に連絡し職員も放射線量を測定し確認しています。ところが、土の処分先がない理由で未だに除染されていないと思います。その際みどりの課の担当者にも話しましたが、①少なくとも保護者にわかるように公園入り口に看板の設置をして放射線量の周知をしてもらいたい。②着しく高い放射線量がある場所にはカラーコーンや柵をつくり子供が立ち入らないようにしてもらいたい旨を話しています。先日のタウンミーティングでも出席者から同意見があったように、高い放射線量の場所を連絡しても具体的に取り組んでもらえなければ、市民と一緒に除染を進めることは難しいものと考えます。目に見える取り組みをお願いします。	現在、全公園の空間放射線量を測定中ですので、測定が完了次第、3月中を目途に公園内に、測定結果を掲示します。また、除染対象となった公園については、除染完了後の測定結果についても掲示します。なお、除染対象公園については、工事実施時期について、その公園の位置する自治会と協議し、現地に告知していきます。	無	
114			1 「通学路(側溝)」はツツジ等の灌木の街路樹がある場合、植込みの下の落葉と表土も放射線が比較的高いので撤去してもらいたい。 2 さらに上記1の実施に際して、通学路やその街路樹領域等の公共ゾーンに、個人の植木鉢や物品を放置している場合は、円滑な実施のために事前に片付けを告知して要請し、それに従わぬ場合は撤去するなどの措置を取ってほしい。	通学路内の街路樹については、枝葉の剪定、落ち葉の除去、除草等の草木除去を行います。	無	
115		ご意見・ご要望 ・公園関係	「公園」について 広場部分の空間放射線量および利用状況を勘案して除染を行うとあるが、汚染と除染状況について、市民・利用者に対して(市境では隣接市からも利用あり)周知できるよう、何かしらの掲示を行う必要があると考える。(同様7件)	現在、全公園の空間放射線量を測定中ですので、測定が完了次第、3月中を目途に公園内に、測定結果を掲示します。また、除染対象となった公園については、除染完了後の測定結果についても掲示します。なお、比較的大きな公園(2,000㎡以上)については、公園現況平面図についても掲示します。	無	
116			・砂場は砂の入れ替えを求む。	現在、全公園の空間放射線量を測定中ですので、その結果、高さ5センチメートルで、毎時0.23マイクロシーベルト以上の公園については、砂場を含め、平成24年度中に除染作業を実施します。	無	
117			・公園、街路樹などの樹木の伐採 せっかく緑化してきたのですが、放射物質の根源ですから、思い切って伐採していただきたいです 緑がない街より、放射能のない街にしてください	現在、全公園の空間放射線量を測定中です。その結果、高さ5センチメートルで、毎時0.23マイクロシーベルト以上の公園については、草木の除去(枝葉の剪定、落ち葉の除去、除草等)も含め、平成24年度中に除染作業を実施します。	無	
118			公園については、施設の数が多いことを理由に市独自の目標値を超えた公園について、除染を行うとしているが、市独自の目標値を超えない公園については、市民やボランティアの協力による除染を進めていきたい旨を記載してはどうか。具体的には、「今後は、市民や利用者、自治会、ボランティア団体等にも協力をお願いしながら除染を実施していきます。」を追加されたい。	市が管理している公園については、市で除染を行うこととしています。 なお、市独自の目標値を超えない公園については、集水ます等、場所が特定できる場合は、その都度部分的に除染していきます。	無	
119			マイクロスポットについて、今回の計画でのサンプル地点の測定では、*高度に濃縮されたマイクロスポットが見逃される可能性があります。公園全体の線量が下がっても、正直、私は、息子がなぜか興味を持つ排水溝や植え込みのスミにマイクロスポットが残っている可能性がある場合は、安心して遊ばせられません。せっかく除染をしても、私や同様に感じる母親にとっては無意味ということになります。計画には網羅的な測定を盛り込めない事情を市長に説明をいただきましたが、であれば、市独自の計画の部分としてすくなくとも、除染後のマイクロスポット探しを行い、発見した場合は除去をしていただきたいです。公園の掲示には、除染実施の有無の他に、マイクロスポットの調査が済んでいることも書いていただきたいです。	現在、全公園の空間放射線量を測定中ですので、その結果、高さ5センチメートルで、毎時0.23マイクロシーベルト以上の公園については、平成24年度中に除染作業を実施します。 なお、マイクロスポットが発見された場合には、その都度対応します。 また、測定結果については、公園内に掲示し、除染完了後についても同様とします。	無	
120			汚染土処理について(汚泥や高汚染土の場合)コンクリ(10cm厚)の容器(コンテナパック4個入り)(60万円)におさめれば中間貯蔵施設を建設しなくても保管可能という意見もある。安いフレキシブルコンテナにすると後の経費がかかると指摘されたり、検討を要す。(週刊東洋経済2011.2.18より、コピー添付) 国の不安定な方針にまどわされぬ方針をもって対応して頂きたい。	汚泥を保管するために一般的に使用されているコンテナパックや大型土のうでは、ご指摘のように強度や耐水性に問題があるため使用できませんが、現在、福島県川内村の除染作業に使用しているコンテナパックについては、止水性があり強度も問題のないものなので、同じ製品を使用します。	無	
121		ご意見・ご要望 ・道路関係	除去土壌の保管 ・学校などは子供が近付けない場所へ厳重保管 ・通学路の側溝等の汚泥は数値も高いことが予想されるので、保管や管理をしっかり行う ・保管場所付近の放射線量を定期的に測定を行い、線量を管理する(同様1件)	除去土壌の保管は、放射性物質汚染対処特措法に基づく除染関係ガイドラインに則り、校庭内に埋設し、30cm以上の覆土を施します。 側溝からの除去土壌を保管する仮置場についても、除染関係ガイドラインに沿って保管や管理を行います。	無	
122			2月1日付広報ながれやまの記事を読み、一市民として投書することとしました。私宅は流山郵便局前を江戸川台方向に通ずる16m通りに面しております。この通りは西初石小・中学・おたかの森高校の通学路となっており、放射能汚染を憂慮しております。ついては、この通りの菱和の歩道ならびに側溝の測定をお願いいたしたくこのハガキを認めました。児童等にひと声翔けることを楽しみにしている一老人です。多事、多忙の中ご苦労に存じます。	通学路は、除染を実施する前に空間放射線量の事前測定や作業終了後測定し、その結果を記録します。	無	
123			道路について、道路表面の除染も記載してください。洗浄で下がらないのであればアスファルトの張替えも検討してください。小学生以下の子どもはいくら注意したとしても道路で遊びます。走って転びます。 ※ 現在、新市街地地区に居住していますが、自宅前の道路が原発事故前に整備された道であるため、放射線量が高さ5センチメートルで0.3マイクロシーベルト以上ありますが、近くの事故後に整備された道は半分以下と大きく違います。(測定器:A2700)(同様6件)	道路につきましては、範囲が非常に広範になるため、まずは多くの子どもが必ず通る学校周辺の通学路の除染を行います。 現時点では、舗装道路を舗装し直すことは想定しておりません。	無	

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	見解(修正の有無)	計画(案)修正
124			<p>家の前のアスファルト舗装道路を近隣の子供たちが通学に使っております。放射能測定器(RADEX RD1706)で5分間測定しました所、 2012年2月4日現在 ・西3〜7宅前の舗装道路の上 0.43マイクロシーベルト ・ // 60cmの空中線量 0.25マイクロシーベルト ・50cm程離れた通路開通工事に伴い新しく舗装された歩道 歩道 0.16マイクロシーベルト 56cmの空中線量 0.17マイクロシーベルトです ・私宅の庭木は深く剪定し、落ち画を取り除き、土もすくい取り 甘夏の木1.2m 0.26(2011年9月初め) → 0.16(2012年2月4日) ペランダ テラス 0.26(2011年9月初め) → 0.16(2012年2月4日) と下がっております アスファルト道路は洗ってもまったく変わりません 除染計画に線量の高いアスファルト舗装道路を新しく舗装し直す事を加えて頂きたくお願い申し上げます。</p>	<p>道路の効率的な除染を行うためには、比較的高い濃度で汚染された場所を中心に作業を実施します。側溝等に放射性セシウムを含む堆積物が溜まっていることが多く、これらを除去することで放射線量の低減が図られます。 これでも除染効果が見れない場合は、舗装面の洗浄等についても検討していきたいと考えてます。</p>	無	
125			<p>通学路は、通学時以外でも遊びの場、公園への移動など利用時間が多いことから、子供が多く利用する施設と同様に高さ5セントメートルで毎時0.23マイクロシーベルト未満を目指すべきと考えます。(同様1件)</p>	<p>国の放射性物質汚染対処特措法に基づく除染関係ガイドラインを踏まえ、道路については、その場所での滞在時間が短いため、通学路は幼児や小学生以下の生活空間を考慮して高さ50cm、中学校の周辺道路は高さ1.0mで0.23μ Sv/h未満を目指します。</p>	無	
126			<p>当マンション前面の道路も、同じく高めの値が検出されたうえ、通学路となっているため優先的な除染をお願いしたいです。(同様2件)</p>	<p>除染関係ガイドラインに基づき測定を行い、その結果を基に、側溝等の清掃を行います。</p>	無	
127			<p>私は個人で自宅周辺の道路側溝の除染作業に取り組みたいと考えております。しかし、除去土壌の処分方法が解りません。本計画に示された通りであるなら、発生場所に保管かと存じますが、道路の保管できるわけではありませぬので、実施することができません。 原発災害以前から、本市の一般家庭における土壌の処分は煩雑であり実施が困難でした。一方で、除染作業の多くは個人で対応可能であり、このような自主的な市民の取り組みが本計画の成功に必要な可欠なだけでなく、安心につながるはずでです。市民の自主的な除染作業の実施を促すためには、そのバックエンドともいえる土壌の処分について、市が道路側溝用の処分土壌集積場を準備する等、実施した市民の負担が無いように簡便な方法を提供して支援して頂きたいと思ひます。</p>	<p>民有地に関するマニュアルを今後市で作成予定であり、その中で検討します。 市道の側溝等から除去した廃土については、仮置場を設け保管を行う準備をしております。 仮置場の整備が完了し次第、側溝清掃の廃土を市で回収を行います。</p>	無	
128		ご意見・ご要望 ・道路関係	<p>・測定結果は速やかに公開する…定期的に測定を行い、経過観察する。公開には、ホームページ、メーリングリストを活用する。 ・危険箇所のマップを作る…危険箇所(線量が高い場所)を知り、危険箇所の予測をできるようにする。 ●線量の高い地点の除染 除染対象となる放射線量の基準は、0.23μ sv/h 以上の場所 除染:①子どもが吸いこまないように対処する ・子どもが近寄らないようにする。 ・子どもは背が小さくて地面から位置が低いので、風が強いときはマスクを着用させる。 ②汚染表土を除去する。 除染の仕方は、自治体(放射能対策室や教育委員会)と相談して、効果的な方法を考える。(人員、手段(重機の使用など)、費用、廃棄の仕方、場所など)除染の際は、土埃をすうことのないように細心の注意が必要。 除染のポイントは、特定の場所に封じ込めて拡散を防ぐこと。特定の場所とは、子どもが寄りつかない所。木枯らしが吹き土埃が立つ前、かつ 落ち葉が腐葉土になる前の今が除染に最適な時期。 ※通学路については範囲も広く、測定する段階から学校、PTAで対応できる範囲を超えている。しかし、現状、自治体も対応しきれていない。よって、線量が高そうな地点を選び、測定、公開する。以上を、計画をたてて、保護者、自治体と協力し、段取りを決めて行う。 保護者への理解、協力を得るには、実態の公開が不可欠。 &lt;伝える手段&gt; 学校だより、学校配布プリント、学校hp、学校メーリングリストなど 上の実行計画案は、外部被曝(大気中や地面の放射性物質から放射線を浴びること)に関してのみです。被曝を考える場合は、内部被曝(吸い込んだり食べたりした放射性物質が体外に排出されるまでの間体内から浴びること)も考慮しなければなりません。 目的:子どもにできるだけ安全な食べ物を与える 【放射能汚染の実態把握】 給食の食材の線量の測定(測定は自治体で行っている)、及び、公開 【実態を踏まえた上で判断】 給食の食材については、放射能汚染の可能性の低い生産地(西日本など)のものを使ってほしいが、困難であれば、調理、加工の段階で放射線を除去する工夫をする。(よく洗い、食品から水分がでる調理法が放射能除去に効果あり) その他 【長期的に関心を持ち続ける】 【子どもにも、放射線について学ぶ機会をつくる】</p>	<p>小中学校については、6月から毎月、放射線量を測定し、結果を市のホームページに公開しています。除染後の放射線量についても、市のホームページで公開していきます。 また、地上5cmの高さで毎時0.23マイクロシーベルト以上の地点を除染対象とし、校庭については、全ての小中学校で、表土除去による除染を実施します。 現在、平成23年11月2日〜4日にかけて、市内34地区に分け、住宅地を中心に道路の集水樹を305箇所測定した結果を市のホームページで公開しています。</p>	無	
129			<p>県地の除染について「食の安全確保」という視点から優先順位を上げるべきでは？JA等民間の力で処理できるのか？</p>	<p>農地に係る除染については、第3章(3)優先順位及び汚染の状況に応じた除染方針に基づき、子どもの生活環境であるところの放射線量が高い通学路に面する(沿道)荒廃農地(不耕作地)を優先に農地の所有者等の理解と協力を得て実施していきます。</p>	無	
130		ご意見・ご要望 ・農地・農作物関係	<p>「小学校・中学校・保育所(園)、幼稚園、通学路に隣接する農地」の記載は恐らく風による舞い上がり等を想定してのことだと思います。しかし、安全な農作物を作っていたためにも是非より多くの農地を計測していただきたいと思ひます。内部被曝は減らすことができるものです。「安全性が高い」と判断できないものは、実際安全でも購入を控える人がいると思ひます。除染により農家も消費者も守ることができると思ひます。</p>	<p>農地に係る除染については、第3章(3)優先順位及び汚染の状況に応じた除染方針に基づき、子どもの生活環境であるところの放射線量が高い通学路に面する(沿道)荒廃農地(不耕作地)を優先に農地の所有者等の理解と協力を得て実施していきます。 流山産農作物に係る放射性物質の分析検査については、今後も継続して実施し、農作物の食の安全の確認に努めると共に、荒廃農地(不耕作地)の解消に努めてます。</p>	無	

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	見解(修正の有無)	計画(案)修正
131			<p>農家を守るために</p> <p>a)流山市独自で、いわゆる「風評被害」による補償の枠組みを決め、適切な補償を行ってください。</p> <p>b)汚染を詳しく調査し公開してください。具体的には、農作物の調査の検出限界値を、セシウム合算で40ベクレルではなく、セシウム合算で10ベクレルにし、調査・公開数を増やしてください。農地の土壌汚染を調査し、そこで採れた作物の汚染とセットにして公開してください。</p> <p>c)農作物の汚染軽減方法を研究機関と協同で模索してください。</p> <p>d)放射能汚染についての農家への情報提供をこまめに行ってください。</p> <p>e)放射能汚染の害について、農家への教育を行ってください。</p> <p>f)農家とその家族の健康調査を行ってください。農家は市民の中で一番被曝している方々かもしれません。具体的には、定期的な健康診断、尿検査・血液検査を行ってください。</p>	<p>a)当事者間の問題ではありますが、できる範囲内で協力して参ります。</p> <p>b)流山産農作物に係る放射性物質の分析検査については、今後も継続して実施し、農作物の食の安全の確認に努めて参ります。検査結果の公表については、安心安全メールやホームページ、ツイッターなどにより随時行っております。また、検査機器の性能等については、本年4月から施行予定の食品の放射性物質に係る新基準に対応できるよう対処して参ります。</p> <p>c)国の除染ガイドラインや、各種除染に係る知見等を参考に除染の指導に努めます。</p> <p>d)除染に係る情報については、農業関係団体を通じての周知、市ホームページ、安心安全メール等により周知に努めます。</p> <p>e)各種会議等の機会を捉え、放射性セシウム吸収を抑制するための技術対策等について、周知していきます。</p> <p>f)本市での健康調査については、放射線医学総合研究所をはじめとする専門機関、専門家の見解を総合すると、流山市における放射線量では詳細かつ長期にわたる検査、データ管理を18歳以下の子ども全員・妊婦・母親に必要とするには至っていないとの状況であり、その後も変化はありません。低線量の内部被曝についてのリスクについては、専門家の意見も分かれ、長期的な影響についてはまだ明らかになっていないこともあることを認識しておりますが、流山市医師会にも健康調査の実施についてのご意見をお伺いしており、流山市の放射線量では、必要性は低いと考えているとのことであり、実施をするには、長期に継続的に調査を行う必要があると伺っています。費用のみならず、有効な手段の確立や、詳細で長期的なデータ管理が1市では困難です。今後については1市のみでの実施は考えていませんが、福島県全県で行われる健康調査の結果に深く注意を払いながら、国、県の動向について注視していきます。</p>	無	
132		ご意見・ご要望 ・農地・農作物関係	<p>農作物による内部被ばくを引き起こすもとなる農地の土壌の汚染の優先度をもっと上げるべき(1番目か2番目くらい)。農地の除染では(毎時0.23マイクロシーベルト未満でなく)汚染土壌の完全除去が必要と考える。流山市が、まず農地の除染を徹底的に実施し、そこで栽培された安全な農作物を学校給食等に利用する方針を打ち出せたら素晴らしいと思う。生産者と消費者(子ども達)を守るという意味で、他の自治体の先を行く取り組みとして評価されることになるのではないかと考える。また、農地の除染を急ぐことで、強風等で畑から舞いあげられた土ぼこりによる内部被ばくを避けることができると考える。計画案からは外れるが、農家の方は、野焼き、枯れ枝等の自宅での焼却を頻繁にしている。これは、近隣住民にとって大変迷惑であるし、なにより、御本人の被ばくを避けるという意味からも、是非、止めるよう市から注意喚起していただきたい。</p>	<p>農地に係る除染方法については、国のガイドラインを踏まえ、効果的な除染方法を周知すると共に、市場や直売所に出荷される生産者の農産物の放射性物質の分析検査を継続して実施し、食の安全の確認に努めていきます。</p>	無	
133			<p>外部空間線量測定器を市民・自治会への貸出し用として50台～100台準備し、食材・土壌・農産物の放射能測定器の増強及びスーパー、農協との相互利用ネットワークを作ることが必要。</p>	<p>市内産農作物に係る放射性物質の分析に使用している機器は、一定温度に保たれた部屋での測定が条件となっておりますので、庁舎内の一室を測定専用の部屋として確保し実施しています。</p> <p>今後も継続して実施し、農作物の食の安全の確保に努めていきます。</p>	無	
134			<p>「農地」について</p> <p>小学校、中学校、保育所(園)、幼稚園、通学路に隣接する農地とあり、優先順位も下位となっている。しかしながら、農作物による内部被曝(販売する物、自家消費分も含め)を考慮する上で、作付け時期などを鑑み、後回しとせずに優先的に行うべきと考える。</p> <p>特に、市内の学校給食は流山市のコメを使用する等、地産地消を謳っており、今後子どもたちに安心安全な給食を提供するためにも、市内農地の安全性をもっと重要視すべきである。</p> <p>また、あわせて農家への指導と土壌の測定および、出荷農産物に対する検査も継続して行ってほしい。(これについては農協等と協力し、農作物への移行係数や安全な土壌作りなど)</p>	<p>市内産農作物に係る放射性物質の分析検査については、これまで市による簡易測定・専門業者への委託検査や千葉県による精密検査を実施し、市内で生産される農作物の食の安全を確認してきました。</p> <p>今後も継続して実施し、農作物の食の安全の確認に努めていきます。</p> <p>また、農家への指導等については、国の「除染関係ガイドライン」等を参考に、除染の指導に努めます。なお、除染に係る情報については、農業関係団体を通じての周知、市ホームページ、安心安全メール等により周知に努めます。</p>	無	
135		ご意見・ご要望 ・健康関係	<p>市は、内部被ばくに関しては、仮に実際には人体への影響が微末であったとしても、被ばくの影響を心配する精神的なストレスが大きいことについて、現実の問題として対処する必要がある、つまり、子を持つ親の「本来自然界に存在しないはずの物質は、どんな高名な学者が影響ないと言おうが、たとえ僅かな量でも自分の子どもに摂取させたくない」と思う気持ちを理解すべきである。こうした親が問題としているのは、癌や白血病だけではなく、放射性物質の人体へのよりゆるやかな影響(化学的なものを含む)、たとえば「感染症に対する抵抗力が低下する」、「アトピーや花粉症のような免疫系の病気になりやすくなる」というような影響を懸念しているのである。(このレベルの健康被害の可能性をも否定できる学者はいないはずである)そうした親の気持ちを理解し、市政に反映できないのであれば、新規に子育て世代を取り込むことはおろか、既存住民の市外への流出を食い止めることは難しくなるだろう。</p>	<p>放射線による健康影響については、特に小さいお子さんをお持ちの保護者の方、妊娠中の方の不安は決して軽んじることができるものではないと認識しています。</p> <p>1月14日より、この東葛地域内にある国立がん研究センター東病院の多大なご協力をいただき近隣市でも本市だけの取り組みとして、放射線の専門の医師による健康相談を実施しています。1月から6月まで、先生の日程をいただき、広報、ホームページ、安心メールによりお知らせし、現在対象年齢を中学生以下のお子さんをもつ保護者、妊婦に拡大して相談申し込みを受け付け、相談を実施中です。</p> <p>なお、相談内容と医師の説明は広報、ホームページに掲載し市民へ情報共有を進めていきます。</p> <p>お子さんの健康状態にご心配のある方、出産にむけての不安を抱えている妊娠中の方には放射線の専門の医師と対面で相談できる場を設けているので、ご利用いただくことで少しでも不安解消ができるよう努めていきたいと思っております。</p>	無	
136			<p>内部被曝の低減のために</p> <p>吸い込みや食品からの内部被曝を低減するために、特に生徒・児童に関しては、これから春先に向けてマスクの着用や自分でできる手洗い、うがいなどの励行について、チラシだけでなく直接父母・教員による放射線防護の指導が必要と考えます。</p>	<p>児童生徒の屋外活動については、常時、活動後の手洗い・うがい等の励行を行っています。また、土埃等が上がる中での活動はできるだけ控えるとともにマスクの着用についても引き続き呼びかけていきます。</p> <p>事故当初の急性期は放射性物質が体内に取り込まれる経路としては、呼吸や飲食物からの摂取が大部分であり、時間が経過した現在では水や飲食物は基準値が設けられ、流通しているものについては心配ないと思っております。セシウムが付着した空気中のほこりについても、専門家の見解では「大気中の再浮遊の放射性物質による被ばく量は外部被ばくの2～4%程度」とかなり低い被ばく量で人体への影響は低いものと考えられ、今後除染を進めていく中でさらに低減されていくものと考えています。</p>	無	

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	見解 (修正の有無)	計画(案)修正
137			健康調査について 未成年の子供、妊婦及び授乳中の母親について健康調査(被ばく量の調査)を実施して頂きたいです。	流山市における健康診査の医学的、科学的な意義については、放射線医学総合研究所をはじめとする専門機関等に情報収集をし、健康診査や健康調査が全市民に必要とするものには至っていないとの見解をいただいておりますので、市として健康診査等の実施は予定しておりません。 しかし、今後については、福島県全県で行われる健康調査の結果に深く注意を払いながら、国・県の動向を注視していきます。	無	
138			除染作業中に砂や土煙が周辺に飛散に伴う被ばくリスクについて、判断の材料となる客観的な研究結果を公開してほしい。	市のホームページ(健康増進課の「放射線に係る健康相談Q&A」Q3A3のとおり、「日本原子力学会から発表された資料によれば、屋外にいて舞上がった砂埃を吸入したと想定した場合の内部被曝線量は、地面に降下したセシウムによる外部被曝線量の数%以下に過ぎません。」とされていますが、国の「除染関係ガイドライン」に従い、除染作業中に砂や土煙が周辺に飛散しないように努めます。	無	
139			子どもの定期的・無料の健康診断を制度化してください。	流山市における健康診査の医学的、科学的な意義については、放射線医学総合研究所をはじめとする専門機関等に情報収集をし、健康診査や健康調査が全市民に必要とするものには至っていないとの見解をいただいておりますので、市として健康診査等の実施は予定しておりません。 しかし、今後については、福島県全県で行われる健康調査の結果に深く注意を払いながら、国・県の動向を注視していきます。	無	
140		ご意見・ご要望 ・健康関係	内部被曝の対策 ・特に18歳以下の子ども、妊婦・母親の健康調査を医師会と相談して実施 ・給食で使われている材料の全製品の放射能測定体制を確立する * 測定機器は機械メーカーが開発中のベルトコンベヤー式の機器を購入する * 市民も利用できるにする ・市内の農産物の全量検査体制	本市での健康調査については、放射線医学総合研究所をはじめとする専門機関、専門家の見解を総合すると、流山市における放射線量では詳細かつ長期にわたる検査、データ管理を18歳以下の子ども全員・妊婦・母親に必要とするには至っていないとの状況であり、その後も変化はありません。低線量の内部被曝についてのリスクについては、専門家の意見も分かれ、長期的な影響についてはまだ明らかになっていないこともあることを認識しておりますが、流山市医師会にも健康調査の実施についてのご意見をお伺いしており、流山市の放射線量では、必要性は低いと考えているとのことであり、実施をするには、長期に継続的に調査を行う必要があると伺っています。費用のみならず、有効な手段の確立や、詳細で長期的なデータ管理が1市では困難です。今後については1市のみでの実施は考えていませんが、福島県全県で行われる健康調査の結果に深く注意を払いながら、国、県の動向について注視していきます。 保育及び学校給食の食材用の今後の測定機器についてですが、消費者庁より借り入れ、検査体制を拡充することとしています。また、市内農産物の安全性を確認するために、昨年度導入した簡易型放射性物質分析機器のバージョンアップを図り、充実させるための予算計上をしています。市が自主的に行っている農産物の検査については、市場出荷予定の農産物のほか、市民からの希望による家庭菜園の野菜等について、週2日農政課が実施しているところですが、出荷前の農産物の測定結果により、一定の基準を超えるものについては、県に報告し、県によるゲルマニウム半導体検出器で、精密検査を行うという体制をとっております。	無	
141			医療機関による健康調査の必要性 第五に、除染計画の進展は「安全・安心」のためですが、実際に低線量被曝による健康影響がないことは、定期的な健康診断、調査を行なわなければ証明できません。今後福島と東葛地域で、疫学的調査が国際的に必要とされるでしょう。そのために、現時点から医師や教員、保育士など子どもに接する人々への啓蒙を含めて必要な知識の把握と教育の実施が必要と考えます。チェルノブイリ後に明らかになってきている低線量被曝の症状について真摯に科学的な検証と日本での知見の蓄積が求められています。	本市での健康調査については、放射線医学総合研究所をはじめとする専門機関、専門家の見解を総合すると、流山市における放射線量では詳細かつ長期にわたる検査、データ管理を18歳以下の子ども全員・妊婦・母親に必要とするには至っていないとの状況であり、その後も変化はありません。低線量の内部被曝についてのリスクについては、専門家の意見も分かれ、長期的な影響についてはまだ明らかになっていないこともあることを認識しておりますが、流山市医師会にも健康調査の実施についてのご意見をお伺いしており、流山市の放射線量では、必要性は低いと考えているとのことであり、実施をするには、長期に継続的に調査を行う必要があると伺っています。費用のみならず、有効な手段の確立や、詳細で長期的なデータ管理が1市では困難です。今後については1市のみでの実施は考えていませんが、福島県全県で行われる健康調査の結果に深く注意を払いながら、国、県の動向について注視していきます。	無	
142			開発行為への適用 おおたかの森周辺などの開発が進んでいる。開発業者(特に民間業者)には開発地の放射線状況の把握、必要措置を取るよう除染計画に明記できないか?できない場合は指導すべきと思う。住宅購入者が除染するよりはまとめて業者が行う方が効率的であり、汚染した残土の適正処理にもつながる。	開発地における民有地の除染については、既成市街地と同様、市の管理する公共施設を除き、流山市と民有地の所有者等が協力して実施する計画としています。	無	
143		ご意見・ご要望 ・区画整理関係	URの工事について URによる工事場所の土の舞い方は相当なものです。早急な対応をしないと、内部被曝がもう進行しています(水をまきながらやネットをはって工事していると言いますが、埋めてからやらないと現場の作業員にそのような事を全て完璧に実施しろといても現実には無理です。まず対策をしなければならぬエリアであるのは明らかです。	区画整理の整備に当たっては、強風による砂埃被害を抑制するため、防じんネット設置等の飛散防止対策を行っています。引き続き飛散防止に努めるよう要請していきます。	無	
144			現在行われている区画整理に伴う工事により、砂埃に付着した放射性物質の飛散、土砂の移動に伴う新たな汚染などが心配されます。 工事施工状況を見る限り放射線量の測定、除染などは実施されていないように思われますので、市は本除染計画の実施に併せて除染を加味した工事を実施して頂きたい。また、県、公団へも要望して頂きたい。	区画整理の整備に当たっては、強風による砂埃被害を抑制するため、防じんネット設置等の飛散防止対策を行っています。引き続き飛散防止に努めるよう要請していきます。 開発地における民有地の除染については、既成市街地と同様、市の管理する公共施設を除き、流山市と民有地の所有者等が協力して実施する計画としています。	無	



No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	見解(修正の有無)	計画(案)修正
145			除せんをすれば、放射性物質は濃縮されていく可能性があります。これ以上、汚染されるのを避ける施策が重要だと思います。 例えば、市内で実施する土木工事や建設工事にあたっては、〇ベクレル以上の土は使用しない。工事の資材を使用する前に0センチの放射線量が〇以下であることを確認を義務つける。などが考えられると思います。特に区画整理事業などの現場では気をつける必要があると思います。 業として除せん作業をする人には線量計をつけさせ、健康管理をするといったことも大切だと思います。	汚染された資材等については、特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物とされ、特措法に基づき適正な処理を行い、安全の確保を図ることとされています。	無	
146		ご意見・ご要望 ・区画整理関係	UR都市機構が区画整理を行っている土地についても、市の除染計画に確りと盛り込むべきである。 〇仮に市の管轄外であったとしても、UR都市機構が区画整理する土地の除染が確実に進むよう徹底的に関係機関と調整を尽くすべき。流山市の管轄外であるから等といった形式的な理由で除染が行われないようであれば、除染の意義が没却されてしまう。市民の信頼も損なう。 土地の土壌を入れ替えてみたが、UR都市機構が区画整理を行う更地の隣地(南側、東側、西側。市の放射線測定器A2700で測定した結果、地上5cmで0.35～0.6μ Svであった。)から発せられる放射線の影響のため、十分な低減効果が得られない状況にある。 〇西口等の区画整理地区は、土壌が剥き出しになっており、この地に堆積するセシウムが強風によって容易に飛散する状態にある。これは、流山市の除染計画に重大な悪影響を与えられられるため、早急に対策を講じるべき(表土を削り取り、ブルーシートで保護する等)。	開発地における民有地の除染については、既成市街地と同様、市の管理する公共施設を除き、流山市と民有地の所有者が協力して実施する計画としています 区画整理の整備に当たっては、強風による砂埃被害を抑制するため、防じんネット設置等の飛散防止対策を行っています。引き続き飛散防止に努めるよう要請して行きます。	無	
147			大堀川沿いの歩道は、部分的に0.5μ Sv/hを超える、非常に高い値が検出されたため、優先的な除染をお願いしたいです。 大堀川の開発を行っているUR都市機構とも適宜、ご連携頂くことを期待します。	道路につきましては、範囲が非常に広範になるため、まずは多くの子どもが必ず通る学校周辺の通学路の除染を行います。	無	
148			除染計画を策定する上で、強風によるセシウムの再飛散の可能性を考慮すべきである。すなわち、原発事故以来、土壌が剥き出しになっているUR都市機構の区画整理地域に堆積したセシウムが4,5月の強風シーズンに市全域に再飛散すると想定し、これを未然に回避するため、早急に対策を講じるべきである。	区画整理の整備に当たっては、強風による砂埃被害を抑制するため、防じんネット設置等の飛散防止対策を行っています。引き続き飛散防止に努めるよう要請して行きます。	無	
149			市民の窓口になり、責任もって実施するのはどの機関かはっきりさせてください。 意見や相談がある場合どの機関に相談するのか？ 放射能対策課？あるいは担当課に相談するのか(同様1件)	放射能の全般的なご質問、ご意見につきましては放射能対策室にご連絡ください。 その他学校の除染について等、特化したご質問の場合は各担当課にご連絡ください。	無	
150			4頁(第3章)「追加被ばく線量を年間1ミリシーベルト以下にすること」を(モデル計算ではなく)真に実現するために、子どもを中心に(全員、あるいはサンプリングで)携行線量計を配布し数値をモニタしてはどうか。	現在、保育所や幼稚園、小・中学校等において、積算線量計を各施設に1台配布しており、これまでの結果は、市の広報やホームページのとおり、年間1ミリシーベルト(自然界及び医療からの放射線量を除く)を全施設で大きく下回る結果となっています。今後もこのような体制で測定をしていきます。	無	
151			・「子ども」の定義 子どもについて、明確に定義する。不明瞭。市民(親)にとっては、高校生、大学生であっても子どもである。学年・年齢を定義すべき。	本計画(案)の「子ども」は、中学生以下です。	無	
152		ご意見・ご要望 ・その他	【汚染状況重点調査地域】指定に伴う「流山市除染実施計画(案)」に対する意見。 結論:除染実施は不必要であるばかりか、無用な“風評被害”を新たに生むので、本計画には反対する。 理由:1.現時点で判明している流山市の放射線濃度は、極めて低く国が示している何れの基準値を下回り、直ちには無論のこと将来に亘っても危険性は全くないと考え。(2月1日付け広報で示された数値は最も高い場所でも、国が示した除染基準の年間1mSvを大きく下回っている)これまでの調査でも危険性がある程の放射能が検出されたという報告は聞かない。これは2月1日付け広報でも報告されている。全く問題がないにも拘わらず何故今調査を行うのか?明確な説明がなく、単に“安心”してもらうだけならばムダである。	流山市は国の放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域に指定され、(地表から高さ1メートルで毎時0.23マイクロシーベルト以上の地域とされています)市は、除染実施計画を定め、除染を実施することとされています。今回は法定計画になるため、法に基づいた除染を実施します。	無	
153			流山市は国の基準値以下の数値で除染する方針だが、その理由が理解できない(単に安心して貰うということならば、そう言う行政の姿勢自身が風評被害を引き起こしている)	市では、子どもが多く利用する施設については、できる限り被ばく線量を減らす必要があると考え、法に基づいた対応以上に、流山市独自の目標を設けて対応するという考え方をしています。	無	
154			仮に除染したとしても、汚染物の最終処理方法がないので単なる盪回しに過ぎない。(要するにA点で除去した汚染物を同一敷地内のB点に移し替えるだけで、根本的な処理にはならない)	P.21のとおり、地下等に保管することは、遮蔽効果があり、被ばく線量は大幅に下がることになります。	無	
155			高圧水による除染に関しても、除染した汚水が下流に流れるだけであり、除染したとは言えないのではないかと。行政がいまやるべきことは、行政に対する謂れのない不信感の除去と、市民が浮き足立つことを避けるような理論的な説明と、冷静な対応ではないのか。(同様2件)	高圧洗浄による除染は、必要には行わず、できるだけ控えたいと考えております。今後はより市民の皆様にとってわかりやすい説明を心がけていきます。	無	
156			保管時の覆土による遮へい有効と思われるが、覆土する前に除去土壌をコンテナに格納すべき。コンテナに格納することにより、雨による染み出しなどによる放射性物質の移動を防ぐことができるとともに、国が将来、放射性廃棄物の保管場所を用意した際の移動が容易になるため。	民有地等の除去土壌をコンテナに格納することは、現時点では考えておりません。	無	
157			各世帯が自分の内・外被爆目安を把握できるように簡易計算表を作成し配布及びホームページ掲載すること。測定への興味を引き出すことにも繋がる。	現在検討中であり、掲載が決定しましたら市ホームページに掲載します。	無	

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	見解 (修正の有無)	計画(案)修正
158			先に測定器の貸し出しで調査した結果、1μ S/hを超えている箇所については、市で確認のうえ、直ちに除染するよう要請します。(同様1件)	測定器の貸し出しを行う際に、市民の皆様には、自宅敷地内において、高さ1m(人が通る高さ)で測定して1マイクロシーベルト以上の数値が出た場合は、返却の際に報告していただくようお願いしています。 その後、市職員が改めて測定に伺うこととしています。	無	
159			近隣の市との連携、国、県への協力要請について 流山だけの問題ではないので他市との連携、国、県の協力が必須だと思います。積極的に情報交換、協力要請をお願いいたします。	今後とも、近隣市との連携、国・県へ協力要請します。	有	P.7の最後に「国・県の管理する土地における具体的に除染する区域、除染方法等については、今後、国・県と相談し定めることとします。」と追記しました。
160			汚染状況は地域によっても異なるため、除染手順については国の指針に従うだけでなく流山市独自の方法を確立していくことが必要だと考えるが、それには、それなりのルール作りと継続的な取り組みが必要で、放射線対策室の負荷が相当大きくなると予想できる。よって、これに耐えうるだけのリソースと部横断で動かすような権限を放射線対策室に与えてほしい。(同様3件)	放射能問題は、市役所全体で解決に取り組んでいきます。	無	
161			経費について ・当市は、一方的な「被害者」として、東電・国に費用を請求しているが、具体的な回答がまだない状況である。今後も、「ねばり強く」請求を続けるべきである。だが、いつまでも今のまま弁済がなされないなら、東電の値上げを受け入れられないと表明してはどうか。できれば、利害を共にする自治体と共同が効果的であるが。 以上、困難な問題に真摯に取り組み実行されている市当局や職員の方々にお礼を述べると共に、今後も「ねばり強く」取り組んでいただくようお願いする次第です。	去る2月20日に、次の5項目に対する要望書を、東京電力株式会社取締役社長宛に提出しました。要望内容は次のとおりです。 ①経営合理化策に関する情報公開 ②料金メニューの多様化 ③値上げ幅の圧縮及び見直し時期の前倒し ④家庭部門への特段の配慮 ⑤託送料の据え置き なお、回答の内容によっては、引き続き要望を行いたいと考えています。	無	
162		ご意見・ご要望 ・その他	クリーンセンター焼却場の煙突からの排ガスについて 市のホームページによると、市のご尽力のおかげで、排ガスからはセシウムが検出されていない。 しかしながら、セシウムは、高温で焼却されると、気体となり、フィルターを透過してしまう(すなわち、不検出となる。)という説もある。これについて、専門家に意見照会を行い、その結果を市民に公開すると共に、取り得る対策を講じていただきたい。	排ガス中における放射性物質の濃度測定は、最終排ガス(ろ紙、吸収液、活性炭)の3部位において、環境大臣が定める方法により検査機関で測定し、これまでセシウム検出の報告はありません。しかし、測定結果には検出限界濃度が設定されており、放射性濃度は検出限界濃度未満のレベルにあります。また、フィルターをとおしても大気中放出されるのご心配ですが、本市の焼却設備は、ダイオキシン等への対策ですが、排ガス減温→バグフィルター(灰・ちり除去)→排ガス洗浄(水分で冷却し酸性ガスの除去)→触媒反応塔(活性炭吸着)を経ているため、大気中への放射性物質の放出は、測定結果から検出限界濃度未満であるため、問題ないものと認識しています。	無	
163			モニタリングスポット 千葉県内のモニタリングスポットが少ないということと、放射線量が高い東葛地域に1か所もモニタリングスポットがないことに疑問を感じていました。先日のタウンミーティングで市長から、「流山市も設置に対して手を挙げた」とのことでしたので、大変うれしく思っています。 東葛地域1か所ではなく、ホットスポットの中にもマイクロスポットと呼ばれる高い放射線量の地域もあるので、各市に1個所づつ設置されるよう、さらに奮闘していただきたいと思います。(同様1件)	今後検討します。	無	
164			放射能汚染に対するポリシーについて 東京電力福島第一原子力発電所の放射能汚染が人体に及ぼす影響は、専門家でも意見がわかれており、「人体への影響はまだわからない」というのが私の現在の結論です。事故発生直後からの1年間の流山市の放射能汚染は、放射性管理区域に近いと思います。そのような中で、安易に「安心・安全」という言葉を使わないでください。	ご意見として承ります。	無	
165			原発事故後の対応で、東京電力や国が国民の信頼を失ってしまっている中では、地方自治体や専門家も信頼されてものと考えていただき、行政の信頼回復を第一優先事項に対策してください。「国の基準が」という言葉を使うことは信頼回復には逆効果です。	本計画(案)は、流山市が放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域に指定されたことにより、作成する法定計画であるため、原則、法に基づく内容で作成しております。	無	
166			・流山市行政の信頼回復のために、政策の失敗を認めてください。想定外で初めてのこととはいえ、いくつかの失敗があったように思います。 ・流山市は3月15日、21日の放射能汚染から市民を守れませんでした。(東京都の多摩市長は市内の子どもに「3月23日まで子どもは長袖・マスク、外遊びを控えろ」と通達したとされています) ・流山市は初動が遅れました。汚染の現状把握に取り組んだのは、夏からでした。 ・流山市が過去から保有している線量計が一番重要な時期にまったく使われませんでした。 ・春に市内の小中学校数校で運動会を開催しました。 ・まるで市内の土や公園が汚染されていないかのような印象を受ける市報を発行し続けました。 ・秋のタウンミーティング、並びに2月11日のタウンミーティングは時間が限られていました。柏市では意見が出尽くすまで長時間もタウンミーティングを続けたそうです。	流山市は、P.2のとおり、市独自の測定や子どもたちが多く利用する施設における放射線量低減策、国や県への要望など、放射能対策に取り組んでまいりました。	無	
167			東葛地区放射線量対策協議会なるものの有用性を説明してください。この協議会は初動遅れの一因のように思います。また、現状は東葛6市の汚染対応がバラバラであることについても納得がいきません。	東葛地区放射線量対策協議会では、国や県に先駆けて近隣市で連携協力して対応を図るべく設置したものです。その後は、国の法律の成立や県の対応も始まり、各市の状況等の報告を行ったり、今後の各市の方向性を発表しております。	無	

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	見解 (修正の有無)	計画(案)修正
168			東電・国の責任を明確に まず第一に、今回の事故による放射能の拡散と環境汚染、その後の対策が東電と国によって充分になされていないことを確認する必要があります。わたしたちの税金によって除染の費用が支払われるのは汚染原因者の一義的な責任を免責するものではありません。緊急避難的な処置と考えるべきです。(同様5件)	P.7のとおり、「放射性物質汚染対処特措法及び同法に基づく基本方針では、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処は、事故由来放射性物質を放出した東京電力が一義的な責任を負うとともに、これまでも原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負う国が対策を講じるものとしています。」と明記しています。 平成23年8月26日、10月19日及び12月26日の3回にわたり、東京電力株式会社に対して、本市が放射線対策に要した費用の請求を行っており、今後も、引き続き、放射線対策に要した費用についての請求を行っていきます。	無	
169			「除染区域」の区分に関して、私立大学を「民有地」ではなく「上記以外の公共施設等」に含めて除染してもらいたい。 以下はその理由： ①大学生は「子ども」に準じる未成年を多く含むので、放射線の健康へのリスクが成人より大きいため。 ②大学のグラウンド等の敷地より砂塵等が飛来するなど近隣への効果の影響が大きいため。 ③災害時には避難所に指定されており、日常的にも公開や貸し出しなど市民の出入りがある公共施設であるため。 ④国立大学や県立高校は国や県が主体として除染を実施し、私立を含む幼稚園と保育園は流山市が実施するにもかかわらず、私立大学や私立高校(流山にはないが)が除染の優先順位で劣るのは不平等であるため。	「私立大学」は市が管理する施設ではなく、「民有地」として現在考えています。	無	
170			行政からの一方的な計画の押しつけでなくタウンミーティング、パブリックコメントと市民の意見を反映させる施策して頂き感謝しております。 ただ、今回のパブリックコメントを経た除染計画が必ずしも効果的に機能するという保証はなく、状況に応じて柔軟に対応をしていく事も必要かと思えます。決定した除染計画に基づき除染をしたにも関わらず、高線量マイクロスポット等を取りこぼした場合などを考慮し、計画が効果的に機能しているかを定期的にチェックする仕組みを考えて頂きたい。	P.21のとおり、本計画は、除染の進捗状況、空間放射線量の低減及び継続測定の結果等を評価・検証し、見直しを行います。	無	
171			これ以上の汚染と危険はダメ⇒ガレキ受入れは受け付けない。	現時点において、他市からのガレキ受入れは困難と考えています。	無	
172			市民が住み続けられることと、子供たちの安全が市の将来につながる事を考えて真剣に対応してください！！結局通りませんでした、ではダメです	子どもをはじめ、市民の皆さまが安心して暮らせるように本計画に基づき、除染を進めていきます。	無	
173			積算線量計については屋外活動の多い子どもの行動パターンに基準を合わせてください。平均的な・・・だと、それ以上のことに対してのイメージが湧きにくく数値を見ての判断がしにくいと思われまます。	個人によって生活パターンは異なるため、施設における平均的な生活パターンを想定して数値を導き出しています。	無	
174		ご意見・ご要望 ・その他	・雨樋の下や道路わきなど、放射性セシウムが局所的にたまる場所をしっかりと探して除染すれば、線量はそれなりに下がりますが、大事なことは、セシウムだまりを一度除染しても、その後再びセシウムがたまる可能性があります。一度で終わらせずに、数年かけて長期的に除染に取り組む必要があります。そのためにも除染作業は、地元業者を優先して委託してください。	市内業者が対応可能な除染作業については、基本的に市内業者を優先して指名します。	無	
175			除染への営利企業参入を警戒する。地元業者へ指導し優先発注を検討されたい。地元企業の雇用確保につながると思える。	市内業者が対応可能な除染作業については、基本的に市内業者を優先して指名します。	無	
176			放射線測定器を増やし、住民に身近な各公民館、福祉会館等で貸出し、貸出し日数も1日だけでなく週間程度にしてください。(同様2件)	放射線測定器は個人への貸出し、自治会への貸出しを実施していますが、現在申込件数も安定していることから、これまでの方法を続ける予定です。	無	
177			自治会のクリーン作戦の綿密な計画を立ててほしい。	今後のクリーン作戦については、除染作業との調整も含め検討します。	無	
178			今後の放射能汚染に備えた安全連絡を整備されたい。原発事故の再発に備え、連絡体制・ヨウ素剤の配布・退避訓練の実施など現実的な対応が安心を生む。	現在、地域防災計画の見直し作業を行っており、原発事故等の対策を含め計画を策定し、市民の安全を確保していきます。	無	
179			近隣の住宅の樹木剪定の働きかけ 近隣住宅地で、樹木の剪定をされてない場所が多く見かけられます 個人対応でお願いするのは、無理がありますので、市から強く働きかけをしていただきたいです	P.9の民有地の除染等の措置例として、枝葉の剪定を記載しています。	無	
180			線量の継続測定とその結果の検討、それによる除染計画の見直し策定の課程に、(パブコメだけでなく)市民の継続的参加をお願いしたい。 流山市の除染実施体制について、放射能対策室の陣容・機能を強化し、市民からの通報、意見をワンストップで集約し、トップダウンで対応できるような体制としてほしい。また、その通報等を市民に共有してほしい。(同様2件)	継続的な調査を実施し公表を行います。 放射能問題は、市役所全体で解決に向けて取り組んでいきます。	無	
181			明らかに周りの住民へ危険が及ぶと思われる民有地の除染の法的整備をしてください。勧告指導などを行う機関？ 例、住宅地の中の森林 ビニールハウスの周りなど 意見 総務課が行うべきかと思えます。道路管理課に言ったのですが、所有者に強く言えないとのこと。(仕事がちがいますものね。)行政が指導責任を果たすべきです。市の弁護士に相談してください。もし所有者が拒否した場合は市が行い、費用を東電に請求する。そのくらいはやってください。こんなこともやらないなら市の総務課はいりません。計画をたてるのは放射能対策課、実施は各担当課、除染のトラブル等は法的にしか解決できないことが今後除染では起こると思うので総務課は勉強してください。法というのは危機やトラブルが起こった時にいかに対応するかのためにあるのです。	特措法第35条第1項第5号の土地についての除染等の措置については、同法第6条に規定する国民の責務に支えられ、流山市が実施するものです。この除染実施計画では、民有地については、特措法第35条第3項の規定に基づき、土地所有者の協力(同意)の上で同計画の定める方法時期に基づき除染を行うものとしています。 なお、除染実施計画の実施に当たっては、全庁一丸となって対応すべきものと考えています。	無	

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	見解 (修正の有無)	計画(案)修正
182			北部、南部、中央部、西部、北部など、数箇所にわたって核種の検査をしていただきたい。	国の見解では、福島第1原発由来の放射性物質はセシウムが支配的核種であることを踏まえ、法定計画として策定するものです。 今後も国のガイドラインを踏まえ、市が保有する放射線測定器できめ細かな測定を行い、早期に除染を実施したいと考えています。	無	
183			2月1日付け広報によれば、焼却灰には3,300ベクレルの放射線が測定されているが、これは国の基準8,000ベクレルを下回る数字であるが、依然として従来の埋め立て先からは受け入れを拒絶されている由であるが、そもそも焼却灰は何十倍にも濃縮されたものに付き、僅かな放射能でも纏まれば高い測定値が出るのは当然である。濃縮された物体を対象にして考えること自体が誤りではないのか。そこで提案だが、この焼却灰を土砂と混ぜ合わせて埋め立ててはどうか。要するに液体で言えば“希釈”である。そう言う検討はこれまでして来ていますか。尤も放射能は科学的には消滅出来ないで、希釈しても絶対量には変わりがないが、埋め立てに不安感を持っている人に対しては良い考えではにののか。関係者の見解を伺いたい。	本市においても昨年9月から剪定枝等の別回収及び別保管により、熔融飛灰の値は、国の基準を下回る3,300ベクレル/kgまで低下しました。しかし、未だ処分できないのは、放射能を含む焼却灰の埋め立てに対する市民(住民)の不安が大きいものと考えています。従って、国の法律やガイドラインに従った明確で根拠のある対策でなければ、市民(住民)の放射能への不安解消は難しいものと考えます。	無	
184		ご意見・ご要望 ・その他	放射能汚染物の処理について 今回の放射性物質処理については皆様ご心配されていることと存じます。この問題の解決は関係自治体にとって最も緊急を要することでしょう。しかし汚染物質を集めての濃縮する現在のやり方のまま推移したのでは、行き詰ってしまうのではないのでしょうか。 そこで発想を180° 転換させる必要があると思うのです。すなわち、汚染土壌の処理などは現状通りに進めるとして、落葉、草、木など植物性のゴミは、発生した場所で燃やすか堆肥として処理するのです。 現在、焚き火は近視されていますが、植物は注意して燃やせばほとんど公害源にはならないはずで、二酸化炭素の発生も、市の一年間を集計しても、常磐自動車道の一日分にもならないのではないのでしょうか。 もちろん焚き火を無条件で解禁するのは有害かつ危険でしょう。 そこで樹木や農地を持った家に、例えばビニールやプラスチック製品は燃やさない、乾燥した日や風のあるときは避ける、など一定の条件について市の方に誓約書を入れ、許可証を発行してもらおうのです。 このようにすれば、汚染灰の発生を大幅に減らすだけでなく、落ち葉や木の枝をごみとして出す手間も省けるので緑の保全にもつながると思います。	剪定枝・草・木を焼却及び堆肥として処理するのご提案ですが、剪定枝等に放射性物質が含まれている可能性があり、市では昨年9月以降、燃やさずに別回収、別保管を実施しています。近隣市において薪ストーブの焼却灰においても高濃度放射能が確認されており、焚き火にあつては、屋外燃焼行為の禁止という観点からも理解が得られないものと考えます。また、堆肥にあつては、森のまちエコセンターにおいて堆肥化をしていましたが、堆肥からも放射性物質が検出され中止している状況です。	無	
185			郡山の知人から聞いたのですが、除染活動をする必ず周辺の空間線量が上がるそうです。それ自体は一時的に仕方ないと思うのですが、事前に周辺地域に通知をして、子供たちが無用な被爆をしないように外出を控えてもらったり、マスクをするように呼びかけるなどを 2外出を控えてもらったり、マスクをするように呼びかけるなどをまた、落ち葉や土の仮置き場からの飛散を防ぐよう、シートなどをかけて頂きたく思います。東急団地に住んでいますが、近くには小学生や幼稚園児など結構住んでいます。自治会の回覧板で、仮置き場周辺の線量を報告していただいているのは助かりますが強風の日などは気になります。	草木等を仮置きしている場所に高さ約5メートルの仮囲いを設置し、飛散防止に努めるとともに、森のまちエコセンターでは、放射線量を定期的に測定し、市のホームページで公表しています。 ご指摘のブルーシートをかけますと草木等の温度が上昇することにより、発酵または腐敗し、臭いの原因になることや、火災の発生が懸念されることから使用していません。 なお、草木等の発酵熱については毎日温度管理を行っている他、夜間休日等は消防と連携をとり、定期的に監視を行っています。	無	